

那 霸 市 公 報

第 1 7 4 4 号

毎月 2 回 1, 1 5 日 発行

発 行 所

那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号

那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

◇ 条 例 ◇

- 那覇市ともかぜ振興会館条例（平和交流・男女参画課）…………… 824
- 那覇市自転車等駐車場の設置等に関する条例（建築指導課）…………… 832
- 那覇市議会基本条例及び那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例
（議会事務局調査法制課）…………… 838
- 那覇市下水道条例の一部を改正する条例（上下水道局企画経営課）…………… 842
- 那覇市行政財産使用料条例の一部を改正する条例（管財課）…………… 844
- 那覇市火災予防条例の一部を改正する条例（消防局予防課）…………… 845
- 那覇市税条例の一部を改正する条例（納税課）…………… 847
- 那覇市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（福祉政策課）
…………… 857
- 那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（商工農水課・総務課）
…………… 859
- 那覇市における建築物の駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例
（建築指導課）…………… 861
- 那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例
（廃棄物対策課）…………… 870
- 那覇市営住宅条例の一部を改正する条例（市営住宅課）…………… 872
- 那覇市水道給水条例の一部を改正する条例（上下水道局企画経営課）…………… 873
- 那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
（納税課）…………… 877
- 那覇市消防手数料条例の一部を改正する条例（消防局予防課）…………… 882

○那覇市立森の家みんな条例の一部を改正する条例 (教育委員会生涯学習課)	884
○那覇市手数料条例の一部を改正する条例 (環境衛生課・建築指導課・法制契約課)	885

◇ 規 則 ◇

○那覇市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (福祉政策課)	889
○那覇市水産業振興整備対策協議会規則の一部を改正する規則 (商工農水課)	900
○那覇市歌選定委員会規則を廃止する規則 (総務課)	903

◇ 告 示 ◇

○身体障害者手帳交付に係る医師の指定について (障がい福祉課)	903
○指定自立支援医療機関 (育成医療・更生医療) の指定について (障がい福祉課)	904
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について (保護管理課)	905
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について (保護管理課)	906
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について (保護管理課)	907
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について (保護管理課)	908
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について (保護管理課)	909
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について (保護管理課)	910

○令和元年度那覇市水道事業会計補正予算 (第 1 号) (上下水道局企画経営課)	911
--	-----

◇ 公 告 ◇

○制限付一般競争入札 (事後審査型) の実施について (クリーン推進課) ……	912
○個人情報業務届出書の公表について (市民生活安全課) ……………	922
○保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について (市民生活安全課) …	929

◇ 上下水道局告示 ◇

○那覇市排水設備指定工事店の異動について……………	932
○那覇市排水設備指定工事店の異動について……………	932
○那覇市排水設備指定工事店の異動について……………	933

◇ 教育委員会規則 ◇

○那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則……………	934
---	-----

◇ 監査委員公表 ◇

○令和元年度財政援助団体等監査の結果について (公表) ……………	935
-----------------------------------	-----

条 例

那霸市条例第3号
令和元年7月4日
公 布 済

那霸市ともかぜ振興会館条例をここに公布する。

那霸市長 城 間 幹 子

那覇市ともかぜ振興会館条例

(設置)

第1条 沖縄戦直前の旧日本軍による飛行場建設に伴う用地接収により失われた旧大嶺集落の歴史等を次世代へ継承し、平和を希求する想いを発信するとともに、市民の健康づくり、地域のコミュニティ活動や文化芸術活動の場を提供すること等により地域の振興及び活性化に寄与するため、ともかぜ振興会館(以下「会館」という。)を設置する。

(位置)

第2条 会館の位置は、那覇市金城3丁目5番地の3とする。

(会館の構成)

第3条 会館は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 多目的ホール(実践練習場及び控室を含む。)
- (2) 企画展示室
- (3) 会議室
- (4) 相談室
- (5) ふれあい情報コーナー
- (6) 伝統芸能指導スペース
- (7) 研修室
- (8) トレーニング室
- (9) ボランティア室

(事業)

第4条 会館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 旧軍飛行場用地問題(第1条の用地接収に起因する問題をいう。)の歴史を次世代へ継承し、平和を希求する想いを発信すること。
- (2) 第1条の失われた旧大嶺集落の歴史、伝統、文化等を次世代へ継承するための活動の促進に関すること。
- (3) 次に定めるものための施設の提供に関すること。
 - ア 健康相談、健康診査その他市民の健康の保持及び増進を目的とした事業又は活動

イ 地域住民による集会、交流その他の地域におけるコミュニティ活動

ウ 地域住民等による文化芸術に関する活動

(4) その他市長が必要と認める事業

(利用時間及び休館日)

第5条 会館の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 会館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 火曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

3 前2項の規定にかかわらず、第17条第1項の規定により市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て利用時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

4 第2項第1号の規定にかかわらず、前条第3号アに定めるものに係る利用について市長が特に必要があると認める場合は、指定管理者は、同号の施設の提供を行うものとする。

(利用者の範囲)

第6条 会館を利用できるものは、次に掲げるとおりとする。

(1) 特定地域住民(第1条に規定する旧大嶺集落の住民及びその関係者をいう。)

(2) その他市長又は指定管理者が適当と認めるもの

(入館の制限等)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者

(2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがある者

(3) 管理上必要な指示に従わない者

(利用許可等)

第8条 会館を利用しようとするものは、指定管理者の許可(以下「利用許可」という。)を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、利用許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。

3 第3条第9号のボランティア室を利用するものの選定は、市長が行う。

(利用料金)

第9条 利用許可を受けたもの(以下「利用者」という。)は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表の区分に従い、それぞれに定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者が定める日までに支払わなければならない。

4 既に支払われた利用料金は、返還しないものとする。ただし、規則で定める事由に該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。

5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 第6条第1号の特定地域住民が利用する場合

(2) 本市が主催又は共催をする事業又は行事に利用する場合

(3) 本市内に存する学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の学校をいう。)が教育上の目的で利用する場合

(4) その他指定管理者が特別の理由があると認める場合

(利用許可の制限)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、会館の利用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号の暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 管理上支障があるとき。

(5) その他指定管理者が不相当と認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可

を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。
- (4) 管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(施設の変更禁止)

第13条 利用者は、会館の施設を利用する場合において、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第14条 利用者は、会館の施設の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第15条 利用者は、会館の施設の利用を終了したときは、直ちに原状に復するものとする。

(損害賠償等の義務)

第16条 会館の施設又は設備を破損し、又は滅失したものは、速やかにこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者の指定)

第17条 市長は、次に掲げる全ての要件を満たし、会館の管理を行わせるに最適な法人その他の団体を議会の議決を経て地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の指定管理者として指定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保できること。
 - (2) 事業計画書の内容が会館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
 - (3) 事業計画書の内容に沿った会館の管理を安定して行う能力を有すること。
- 2 前項の規定による指定は、会館の管理を行おうとするものの市長に対する申請により行う。
- 3 前項の申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添

付して行わなければならない。

4 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第18条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則並びに那覇市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成25年那覇市条例第4号)の規定に従い、会館の管理を行わなければならない。

(秘密を守る義務)

第19条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第20条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用許可に関する業務
- (2) 第4条各号に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- (3) 会館の維持管理に関する業務
- (4) その他市長が必要と認める業務

(選定委員会)

第21条 市長の諮問に応じ、会館の指定管理者の選定を審議するため、那覇市ともかぜ振興会館指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を置く。

2 選定委員会は、委員7人以内で組織する。

3 前2項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定に関する手續その他この条例の施行に必要な準備行為は、この

条例の施行前においても行うことができる。

別表(第9条関係)

1 施設利用料金

区分				利用料金(円)							
				午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日		
				9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 22時	9時～ 17時	13時～ 22時	9時～ 22時		
多 目 的 ホ ー ル	入場 料に よる 区分 (会 費制 を含 む。)	1,000円以下	平日	8,400	17,248	21,056	24,416	39,312	42,224		
		(無料の場合を含む。)	休日等	10,920	22,400	27,328	31,808	47,124	54,946		
	含む。)	1,000円超	平日	10,203	21,137	25,754	30,235	48,082	51,664		
			休日等	13,186	27,047	33,230	38,471	57,370	66,809		
		2,000円以下	平日	13,645	28,197	34,467	40,103	63,945	69,098		
			休日等	17,719	36,049	44,520	51,588	76,423	89,391		
		3,000円以下	平日	14,997	31,029	37,926	44,109	70,321	76,029		
			休日等	19,491	39,650	48,968	56,743	84,086	98,339		
		企画展示室				990	1,690	2,284	2,270	3,475	4,247
		会議室及び相談室				180	307	415	413	632	772
伝統芸能指導スペース				1,410	2,406	3,252	3,234	4,949	6,049		
研修室				585	998	1,349	1,342	2,053	2,510		
トレーニング室				200							

備考

- 「休日等」とは、土曜日、日曜日、慰霊の日(6月23日)及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条の休日をいう。
- 多目的ホールには、実践練習場及び控室を含む。
- トレーニング室の利用は、1人1回当たり2時間以内に限るものとする。
- 利用時間を超過して利用する場合は、1時間(1時間未満は、1時間とみなす。)を限度とし、その利用料金は、次のとおりとする。この場合において、その

額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 12時から13時までの1時間については、午前利用料金の3分の1の額
 - (2) 17時から18時までの1時間については、午後利用料金の4分の1の額
 - (3) 22時から23時までの1時間については、夜間利用料金の4分の1の額
- 5 商業宣伝若しくは営利又はこれらに類似する行為を目的として利用する場合の利用料金は、次のとおりとする。
- (1) 多目的ホール 3,000円超の入場料区分欄を適用した額
 - (2) 企画展示室 当該利用料金の20割の額
 - (3) 会議室及び相談室 当該利用料金の20割の額
 - (4) 伝統芸能指導スペース 当該利用料金の20割の額
 - (5) 研修室 当該区分利用料金の20割の額

2 附属設備利用料金

種別	単位	金額(円)
舞台設備	1点につき1回	7,700
音響設備	1点につき1回	8,800
照明設備	1セットにつき1回	2,200
ピアノ	1点につき1回	12,100
映写機	1点につき1回	4,950
その他	一式につき1回	1,100

備考 1時間当たりの冷房料は、次のとおりとする。この場合において、冷房の利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間とみなす。

- (1) 多目的ホール 1,330円
- (2) 企画展示室 300円
- (3) 会議室及び相談室 100円
- (4) 伝統芸能指導スペース 1,330円
- (5) 研修室 200円

那霸市条例第 4 号
令和元年 7 月 4 日
公 布 済

那霸市自転車等駐車場の設置等に関する条例をここに公布する。

那霸市長 城 間 幹 子

那覇市自転車等駐車場の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号。第3条において「法」という。)第5条第4項の規定に基づき、自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設における自転車等駐車場の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車等 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第10号の原動機付自転車及び同項第11号の2の自転車をいう。
- (2) 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- (3) 対象用途 別表(ア)項に掲げる用途をいう。
- (4) 施設面積 対象用途に供する部分の床面積の合計をいう。

(指定区域)

第3条 法第5条第4項の条例で定める区域(以下「指定区域」という。)は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の市街化区域とする。

(施設の新築の場合の自転車等駐車場の設置)

第4条 指定区域内において、対象用途に供する施設(次条第1項の混合用途施設を除く。)で、別表(イ)項に掲げる規模に該当するものを新築しようとする者は、同表(ウ)項により算定した台数(小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。)以上の規模を有する自転車等駐車場を、当該施設若しくはその敷地内又は当該施設の敷地に到達するために歩行する距離がおおむね50メートル以内である場所に設置しなければならない。

- 2 前項の施設(共同住宅を除く。)の施設面積が5,000平方メートルを超える場合における同項の規定の適用については、同項中「同表(ウ)項により算定した台数」とあるのは、「当該施設面積が5,000平方メートルまでの部分について同表(ウ)項により算定した台数に、当該施設面積が5,000平方メートルを超える部分につい

て同表(ウ)項により算定した台数に2分の1を乗じて得た台数を加えた台数」とする。

(混合用途施設の新築の場合の自転車等駐車場の設置)

第5条 指定区域内において、混合用途施設(2以上の対象用途に供する施設をいう。)で、対象用途に供する部分が別表(イ)項に掲げる規模のいずれかに該当するものを新築しようとする者は、当該該当する対象用途ごとに同表(ウ)項により算定した台数(小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。)を合計した台数以上の規模を有する自転車等駐車場を、当該施設若しくはその敷地内又は当該施設の敷地に到達するために歩行する距離がおおむね50メートル以内である場所に設置しなければならない。

2 前項の混合用途施設において、対象用途(共同住宅の用途を除く。)ごとにそれぞれ別表(イ)項に掲げる規模に該当する部分について、当該該当する対象用途の施設面積の合計が5,000平方メートルを超える場合における同項の規定の適用については、同項中「同表(ウ)項により算定した台数」とあるのは、「同表(ウ)項により算定した台数(共同住宅以外の対象用途については、その施設面積の合計が5,000平方メートルまでの部分又は5,000平方メートルを超える部分それぞれについて、当該施設面積の合計に対する当該対象用途ごとの施設面積が占める割合で当該対象用途の施設が存するものとみなして、当該これらの部分及び対象用途ごとに前条第2項に規定する算定方法の例により算定した台数とする。)」とする。

(施設の増築の場合の自転車等駐車場の設置)

第6条 指定区域内において、対象用途に供する施設で、増築前に別表(イ)項に掲げる規模のいずれかに該当しているものについて増築をし、又は増築後に同表(イ)項に掲げる規模のいずれかに該当することとなるものの増築をしようとする者は、第1号に掲げる台数から第2号に掲げる台数を減じて得た台数以上の規模を有する自転車等駐車場を、当該増築後の施設若しくは当該増築後の施設の敷地内又は当該施設の敷地に到達するために歩行する距離がおおむね50メートル以内である場所に追加して設置しなければならない。

(1) 増築後の施設を新築したものとみなして前2条の規定を適用した場合において設置しなければならない自転車等駐車場の台数

(2) 増築前の施設若しくはその敷地内又は当該施設の敷地に到達するために歩

行する距離がおおむね50メートル以内である場所に現に設置されている自転車等駐車場の台数

(施設の敷地が指定区域の内外にわたる場合の自転車等駐車場の設置)

第7条 施設の敷地が指定区域の内外にわたる場合は、当該敷地の過半が指定区域内に属するときに、当該施設の全部について前3条の規定を適用する。

(自転車等駐車場の構造及び設備)

第8条 前4条の規定により設置される自転車等駐車場の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、かつ、自転車等が有効に駐車できるものでなければならない。

2 前項の自転車等駐車場の構造及び設備に係る技術的基準は、規則で定める。

(届出)

第9条 第4条から第7条までの規定により自転車等駐車場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も同様とする。

(1) 氏名又は住所(法人については、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 施設の用途及び施設面積

(3) 自転車等駐車場の位置及び規模

(4) 自転車等駐車場の構造及び設備

(5) その他市長が必要と認める事項

(適用除外)

第10条 次に掲げる者については、第4条から第7条までの規定は、適用しない。

(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条に規定する仮設建築物で、対象用途に供する施設を新築し、又は増築しようとする者

(2) 自転車の大量の駐車需要を生じさせない施設として市長の承認を受けた者

(3) この条例の施行後新たに指定区域に指定された区域内において、指定区域となった日から起算して6月以内に施設の新築又は増築の工事の着手(新築にあつては床掘りをいい、増築にあつては床掘り又は足場の組立てをいう。以下同じ。)をした者

(自転車等駐車場の管理)

第11条 第4条から第7条までの規定により設置された自転車等駐車場の所有者又は

管理者は、当該自転車等駐車をその目的に適合するように管理しなければならない。

(立入検査)

第12条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、施設若しくは自転車等駐車の所有者若しくは管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は市長が指定する職員又はその委任した者に施設若しくは自転車等駐場に立ち入らせ、検査をさせることができる。

- 2 前項の規定による立入検査を行う者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(措置命令)

第13条 市長は、第4条から第8条まで又は第11条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、自転車等駐車の設置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

- 2 前項の規定による措置の命令は、その命じようとする措置及び理由を記載した措置命令書により行うものとする。

(罰則)

第14条 前条第1項の規定による市長の命令に従わなかった者は、30万円以下の罰金に処する。

- 2 第12条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。
- 3 第9条の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から起算して6月を経過する日までに新築又は増築の工事の着手がされた施設については、この条例の規定は、適用しない。

別表(第4条、第5条、第6条関係)

(ア)	百貨店、スーパー マーケットその 他の小売店舗	銀行又は郵便 局	ぱちんこ屋	専修学校等	共同住宅
(イ)	施設面積が 500 平方メートルを 超えるもの	施設面積が 500 平方メー トルを超える もの	施設面積が 200 平方メー トルを超える もの	施設面積が 500 平方メー トルを超える もの	住戸の戸 数が 19 戸 を超える もの
(ウ)	施設面積 120 平 方メートルごと に 1 台	施設面積 150 平方メートル ごとに 1 台	施設面積 90 平 方メートルご とに 1 台	施設面積 20 平 方メートルご とに 1 台	住戸 20 戸 ごとに 1 台

備考

- 1 「小売店舗」とは、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第1項の小売業を行う店舗をいう。
- 2 「銀行」とは、銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第2項の銀行業を行うものをいう。
- 3 「郵便局」とは、日本郵便株式会社法(平成17年法律第100号)第2条第4項の業務を行うものをいう。
- 4 「ぱちんこ屋」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第4条第4項の営業を行うものをいう。
- 5 「専修学校等」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条の専修学校又は同法第134条第1項の各種学校、学習塾又は予備校その他これらに類するものとして市長が定めるものをいう。

那覇市条例第 5 号

令和元年 7 月 4 日

公 布 済

那覇市議会基本条例及び那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市議会基本条例及び那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例

(那覇市議会基本条例の一部改正)

第1条 那覇市議会基本条例(平成24年那覇市条例第78号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(委員会) 第19条 [略] 2～3 [略] <u>4 議会に次に掲げる常任委員会及び議会運営委員会を設置する。</u> (1) <u>総務常任委員会</u> (2) <u>建設常任委員会</u> (3) <u>教育福祉常任委員会</u> (4) <u>厚生経済常任委員会</u> (5) <u>予算決算常任委員会</u> 5 <u>特別委員会は、必要に応じて議会の議決により設置する。</u> 6 <u>前2項の規定に基づく委員会の運営等については、別に条例で定める。</u>	(委員会) 第19条 [略] 2～3 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。	

(那覇市議会委員会条例の一部改正)

第2条 那覇市議会委員会条例(昭和47年那覇市条例第83号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1条(趣旨) 第2条(常任委員会の委員定数、その所管事項及び所属) 第3条(常任委員の任期) 第4条(議会運営委員会の定数及び任期) 第5条(常任委員及び議会運営委員の任期の起算) 第6条(特別委員会の定数及び任期) 第7条～第13条 [略]	目次 第1条(常任委員会の設置) 第2条(常任委員会の名称、委員定数、その所管事項及び所属) 第3条(常任委員会の委員の任期) 第4条(議会運営委員会の設置、委員定数及び任期) 第5条(常任委員会及び議会運営委員会の委員の任期の起算) 第6条(特別委員会の設置、委員定数及び任期) 第7条～第13条 [略]

第14条 議会運営委員及び特別委員の辞任

第15条～第31条 [略]

付則

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第109条及び那覇市議会基本条例(平成24年那覇市条例第78号。以下「基本条例」という。)第19条第6項の規定に基づき、議会の委員会(常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(常任委員会の委員定数、その所管事項及び所属)

第2条 常任委員会の委員の定数及びその所管事項は、次の表のとおりとする。

名称	定数	所管事項
[略]		
建設常任委員会	[略]	
[略]		

2～3 [略]

(常任委員の任期)

第3条 常任委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 [略]

(議会運営委員会の定数及び任期)

第4条 [略]

2 [略]

(常任委員及び議会運営委員の任期の起算)

第5条 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。

(特別委員会の定数及び任期)

第14条 議会運営委員会及び特別委員会の委員の辞任

第15条～第31条 [略]

付則

(常任委員会の設置)

第1条 議会に常任委員会を置く。

(常任委員会の名称、委員定数、その所管事項及び所属)

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管事項は、次の表のとおりとする。

名称	定数	所管事項
[略]		
都市建設環境常任委員会	[略]	
[略]		

2～3 [略]

(常任委員会の委員の任期)

第3条 常任委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 [略]

(議会運営委員会の設置、委員定数及び任期)

第4条 議会に議会運営委員会を置く。

2 [略]

3 [略]

(常任委員会及び議会運営委員会の委員の任期の起算)

第5条 常任委員会及び議会運営委員会の委員の任期は、選任の日から起算する。

(特別委員会の設置、委員定数及び任期)

第6条 特別委員会は、必要に応じて議会の

第6条 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

2 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

(資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置)

第7条 議員の資格決定の要求又は懲罰の動議があつたときは、基本条例第19条第5項の規定にかかわらず、特別委員会として資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会が設置されたものとする。

2 資格審査特別委員及び懲罰特別委員の定数は、前条第1項の規定にかかわらず、10人とする。

(委員の選任)

第8条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)の選任は、議長の指名による。

2 [略]

3 議長は、常任委員の申出があるときは、当該委員の委員会の所属を変更することができる。

4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条(常任委員の任期)第2項の例による。

(議会運営委員及び特別委員の辞任)

第14条 議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(定足数)

第16条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第18条(委員長及び委員の除斥)の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

議決で置く。

2 特別委員会の委員の定数は、議会の議決で定める。

3 特別委員会の委員は、当該特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

(資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置)

第7条 議員の資格決定の要求又は懲罰の動議があつたときは、前条第1項の規定にかかわらず、特別委員会として資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会が設置されたものとする。

2 資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員の定数は、前条第2項の規定にかかわらず、10人とする。

(委員の選任)

第8条 委員の選任は、議長の指名による。

2 [略]

3 議長は、常任委員会(予算決算常任委員会を除く。)の委員の申出があるときは、当該委員の委員会の所属を変更することができる。

4 前項の規定により所属を変更した委員の任期は、第3条第2項の例による。

(議会運営委員会及び特別委員会の委員の辞任)

第14条 議会運営委員会及び特別委員会の委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(定足数)

第16条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第18条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(参考人) 第29条 [略] 2 [略] 3 参考人については、第26条(公述人の発言)、第27条(委員と公述人の質疑)及び第28条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。	(参考人) 第29条 [略] 2 [略] 3 参考人については、第26条、第27条及び第28条の規定を準用する。
備考 1 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この条例は、令和元年8月19日から施行する。

那覇市条例第6号
令和元年7月4日
公 布 済

那覇市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市下水道条例の一部を改正する条例

那覇市下水道条例(1969年那覇市条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用料の算定)</p> <p>第34条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じて、次に定めるところにより算定した基本料金と従量料金の合計額とする。</p> <p>[表 別記]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約<u>第6条</u>に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第111号)第7条第1項各号に掲げる者及び外国領事館等の使用料の額は、前項の使用料の額に<u>108分の100</u>を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>(使用料の算定)</p> <p>第34条 [略]</p> <p>[表 別記]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約<u>第六条</u>に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第111号)第7条第1項各号に掲げる者及び外国領事館等の使用料の額は、前項の使用料の額に<u>110分の100</u>を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第34条第1項の規定は、令和元年12月以後の月分として算定する使用料から適用し、同年11月以前の月分として算定する使用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第34条第2項の規定は、令和元年11月以後の月分として算定する使用料から適用し、同年10月以前の月分として算定する使用料については、なお従前の例による。

[改正前 別記]

[第34条第1項の表]

区分	排出汚水量	料金
種別		
一 基本	10立方メートルまで	628円

般 汚 水	従量(1立 方メー トルに つき)	10立方メートルを超え30立方メートルまで	<u>84円</u>
		30立方メートルを超え50立方メートルまで	<u>100円</u>
		50立方メートルを超え100立方メートルまで	<u>136円</u>
		100立方メートルを超え300立方メートルまで	<u>162円</u>
		300立方メートルを超え1,000立方メートルまで	<u>197円</u>
		1,000立方メートルを超え8,000立方メートルまで	<u>207円</u>
		8,000立方メートルを超えるもの	<u>216円</u>
[略]			

[改正後 別記]

[第34条第1項の表]

種別		区分	排出汚水量	料金
一 般 汚 水	基本 従量(1立 方メー トルに つき)		10立方メートルまで	<u>639円</u>
			10立方メートルを超え30立方メートルまで	<u>85円</u>
			30立方メートルを超え50立方メートルまで	<u>101円</u>
			50立方メートルを超え100立方メートルまで	<u>138円</u>
			100立方メートルを超え300立方メートルまで	<u>165円</u>
			300立方メートルを超え1,000立方メートルまで	<u>200円</u>
			1,000立方メートルを超え8,000立方メートルまで	<u>210円</u>
			8,000立方メートルを超えるもの	<u>220円</u>
[略]				

那覇市条例第7号
令和元年7月4日
公 布 済

那覇市行政財産使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

那覇市行政財産使用料条例(1971年那覇市条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(使用料の額) 第3条 行政財産の使用料の年額は、次に定める基準に従い市長が定める。 (1) 土地 ア [略] イ 使用許可の期間が1月未満の場合 当該土地の1平方メートル当たりの前年度の固定資産税評価額に準ずる額×使用許可の面積×0.05×0.3× <u>1.08</u> (2) 建物 (当該建物の1平方メートル当たりの再調達価格×使用許可の面積×0.1+当該建物敷地の1平方メートル当たりの前年度の固定資産税評価額に準ずる額×使用土地の面積×0.05×0.3)× <u>1.08</u> 2～5 [略]	(使用料の額) 第3条 [略] (1) [略] ア [略] イ 使用許可の期間が1月未満の場合 当該土地の1平方メートル当たりの前年度の固定資産税評価額に準ずる額×使用許可の面積×0.05×0.3× <u>1.1</u> (2) 建物 (当該建物の1平方メートル当たりの再調達価格×使用許可の面積×0.1+当該建物敷地の1平方メートル当たりの前年度の固定資産税評価額に準ずる額×使用土地の面積×0.05×0.3)× <u>1.1</u> 2～5 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の那覇市行政財産使用料条例の規定は、令和元年10月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

那覇市条例第8号

令和元年7月4日

公 布 済

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例

那覇市火災予防条例(昭和47年那覇市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(避雷設備)</p> <p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防局長が指定する<u>日本工業規格</u>に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(設置の免除)</p> <p>第29条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備(以下この章において「住宅用防災警報器等」という。)を設置しないことができる。</p> <p>(1) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備(標示温度が75度以下で<u>作動時間が60秒以内</u>の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。)を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p>	<p>(避雷設備)</p> <p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防局長が指定する<u>日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。)</u>に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(設置の免除)</p> <p>第29条の5 [略]</p> <p>(1) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備(標示温度が75度以下で<u>種別が1種</u>の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。)を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成20年総務省令第156号)第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</u></p> <p>(7) [略]</p>

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第9号

令和元年7月4日

公 布 済

那覇市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市税条例の一部を改正する条例

(那覇市税条例の一部改正)

第1条 那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6～8 [略]</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の5第1項</p>	<p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 <u>第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。</u></p> <p>7～9 [略]</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) <u>当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項</p>

の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(2) [略]

(3) [略]

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 [略]

の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは单身児童扶養者である者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(2) [略]

(3) 当該公的年金等受給者が单身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) [略]

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 [略]

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 [略]

(市民税に係る不申告に関する過料)

第36条の4 市民税の納税義務者が第36条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定によって提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第7項若しくは第8項の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2～3 [略]

付 則

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第11条の2 [略]

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 [略]

(市民税に係る不申告に関する過料)

第36条の4 市民税の納税義務者が第36条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第8項若しくは第9項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2～3 [略]

付 則

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第11条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(付則第11条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第11条の2の2 [略]

2 沖縄県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第46条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しく

は第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 沖縄県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを付則第11条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限(納期限の延長があった時は、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第11条の6 [略]

2 [略]

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第11条の6 [略]

2 [略]

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第12条 法附則第30条に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)に対する第82条の規定の適用については、当該

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第82条の

軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

- 第12条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。
- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の

規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

- 第12条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。
- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条

<p>納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>4 <u>第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限」とあるのは、「納期限(付則第12条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該」とする。</u></p>	<p>第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車税の種別割に関する規定(第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。</p> <p>4 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>	
<p>第2条 那覇市税条例の一部を次のように改正する。</p>	
<p>改正前</p>	<p>改正後</p>

<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。))を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。)</p> <p>2 [略]</p> <p>付 則</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。))を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>[表 略]</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は<u>单身児童扶養者</u>(これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。)</p> <p>2 [略]</p> <p>付 則</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。))を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>[表 略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 <u>法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の</u></p>
---	---

<p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第12条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。 2～3 [略]</p>	<p><u>種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u> (軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第12条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。 2～3 [略]</p>
<p>備考 1 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 2 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。</p>	

付 則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第1条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び付則第4条の規定 令和元年10月1日
 - (2) 第1条中那覇市税条例第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに次条の規定 令和2年1月1日
 - (3) 第2条中那覇市税条例第24条の改正規定及び付則第3条の規定 令和3年1月1日
 - (4) 第2条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び付則第5条の規定 令和3年4月1日
(市民税に関する経過措置)
- 第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の那覇市税条例(次項及び第3項において「2年新条例」という。)第36条の2第6項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。
- 2 2年新条例第36条の3の2第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき那覇市税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する2年新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。
 - 3 2年新条例第36条の3の3第1項の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)第1条の規定による改正後の所得税法(昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。)第203条の6第1項に規定する公的年金等(新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるも

のを除く。)について提出する2年新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第3条 付則第1条第3号に掲げる規定による改正後の那覇市税条例第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、付則第1条第1号に掲げる規定による改正後の那覇市税条例(以下「元年10月新条例」という。)の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第5条 付則第1条第4号に掲げる規定による改正後の那覇市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

那覇市条例第10号
令和元年7月4日
公 布 済

那覇市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び同法施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に基づき、暴風、豪雨等の自然災害等により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給、自然災害等により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給及び自然災害等により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。</p> <p>(利率)</p> <p>第14条 <u>災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。</u></p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 <u>災害援護資金は、年賦償還とする。</u></p> <p>2 償還方法は、元利均等償還の方法とす</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び<u>災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)</u>の規定に基づき、暴風、豪雨等の自然災害等により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給、自然災害等により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給及び自然災害等により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。</p> <p>(保証人及び利率)</p> <p>第14条 <u>災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。</u></p> <p>2 <u>災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除き、その利率を年1パーセントとする。</u></p> <p>3 <u>第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。</u></p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 <u>災害援護資金の償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還の方法によるものとする。</u></p> <p>2 償還方法は、元利均等償還の方法とす</p>

<p>る。ただし、<u>貸付金</u>の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</p> <p>3 償還免除、<u>保証人</u>、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から<u>第12条</u>までの規定によるものとする。</p>	<p>る。ただし、<u>災害援護資金</u>の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</p> <p>3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から<u>第11条</u>までの規定によるものとする。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>	

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第14条並びに第15条第1項及び第3項の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

那覇市条例第11号
令和元年7月4日
公 布 済

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考	
1 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。	
2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	那覇市政功労者表彰審査委員会	[略]
	那覇市歌選定委員会	市歌の歌詞の選定に関すること。
	那覇市特別職報酬等審議会	[略]
	[略]	
	那覇市水産業振興整備対策協議会	[略]
[略]		
[略]		

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	那覇市政功労者表彰審査委員会	[略]
	那覇市特別職報酬等審議会	[略]
	[略]	
	那覇市水産業振興協議会	[略]
[略]		
[略]		

那覇市条例第12号
令和元年 7 月 4 日
公 布 済

那覇市における建築物の駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市における建築物の駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市における建築物の駐車施設の附置等に関する条例(昭和60年那覇市条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(建築物の新築の場合の<u>駐車施設の附置</u>)</p> <p>第4条 <u>商業地域内、近隣商業地域内又は周辺地区内において、別表第1(ア)項の用途に供する建築物で(イ)項の規模のものを新築しようとする者は、(ウ)項に掲げる式により算出して得た規模(延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、これに(エ)項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とする。)</u>以上の規模を有する<u>駐車施設</u>を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、商業地域内又は近隣商業地域内において、非特定用途に供する建築物で、<u>学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。)</u>その他規則に定めるものについては、この限りでない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、<u>当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p><u>(9) 自動車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号の自動車のうち自動二輪車以外のものをいう。</u></p> <p><u>(10) 自動二輪車 道路交通法第3条の大型自動二輪車及び普通自動二輪車のうち、側車付きのもの以外のものをいう。</u></p> <p><u>(11) 自転車等 道路交通法第2条第1項第10号の原動機付自転車及び同項第11号の2の自転車をいう。</u></p> <p>(建築物の新築の場合の<u>自動車駐車施設の附置</u>)</p> <p>第4条 <u>別表第1(ア)項に掲げる地域又は地区内において、(イ)項に掲げる面積が(ウ)項に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、(エ)項に掲げる用途に供する部分の床面積をそれぞれ(オ)項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値(小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。)</u>の台数以上の規模を有する<u>自動車駐車施設(駐車施設のうち自動車の駐車のためのものをいう。以下同じ。)</u>を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、商業地域内又は近隣商業地域内において、非特定用途に供する建築物で、<u>学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の学校</u>その他規則に定めるものについては、この限りでない。</p>

2 商業地域内又は近隣商業地域内において特定部分及び非特定部分を有する建築物は、その全部を特定用途に供する建築物とみなし、前項の規定を適用する。この場合においては、特定部分の延べ面積と非特定部分の延べ面積に2分の1を乗じて得た面積との合計を当該建築物の延べ面積とする。

(大規模な事務所建築物に対する基準緩和)

第4条の2 前条の規定にかかわらず、事務所の用途に供する部分の延べ面積が1万平方メートルを超える建築物にあっては、当該事務所の用途に供する部分の延べ面積のうち、1万平方メートルを超え5万平方メートルまでの部分の延べ面積に0.7を、5万平方メートルを超え10万平方メートルまでの部分の延べ面積に0.6を、

2 前項の規定に該当する建築物の別表第1(カ)項に規定する延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合における前項の規定の適用については、前項中「合計した数値」とあるのは、「合計した数値に(カ)項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値」とする。

(建築物の新築の場合の自動二輪車駐車施設の附置)

第4条の2 別表第2(ア)項に掲げる地域又は地区内において、特定部分の床面積が(イ)項に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、(ウ)項に掲げる用途に供する部分の床面積をそれぞれ(エ)項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値(小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。)の台数以上の規模を有する自動二輪車駐車施設(駐車施設のうち自動二輪車の駐車のためのものをいう。以下同じ。)を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

2 前項の規定に該当する建築物の別表第2(オ)項に規定する延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合における前項の規定の適用については、前項中「合計した数値」とあるのは、「合計した数値に(オ)項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値」とする。

(大規模な事務所建築物に対する基準緩和)

第4条の3 前2条の規定にかかわらず、事務所の用途に供する部分の床面積が1万平方メートルを超える建築物については、当該事務所の用途に供する部分の床面積のうち、1万平方メートルを超え5万平方メートルまでの部分の床面積に0.7を、5万平方メートルを超え10万平方メートルまでの部分の床面積に0.6を、10万平方メ

10万平方メートルを超える部分の延べ面積に0.5をそれぞれ乗じて得たものの合計に、1万平方メートルを加えた面積を当該事務所の用途に供する部分の延べ面積とみなして、同条の規定を適用する。

(建築物の増築の場合の駐車施設の附置)

第4条の3 商業地域内、近隣商業地域内又は周辺地区内において、別表第1(ア)項の用途に供する建築物で(イ)項の規模となる増築をし、又は(イ)項の規模のものについて増築しようとする者は、当該増築後の建築物を新築した場合において前2条の規定により附置しなければならない駐車施設の規模から、当該増築前の建築物を新築した場合において前2条の規定により附置しなければならない駐車施設の規模又は当該増築前の建築物に現に附置されている駐車施設の規模のいずれか大きい方を減じて得た規模以上の駐車施設を、当該増築後の建築物又は当該増築後の建築物の敷地内に附置しなければならない。

2 第4条第1項ただし書及び第2項の規定は、前項の場合について準用する。

10万平方メートルを超える部分の床面積に0.5をそれぞれ乗じて得たものの合計に、1万平方メートルを加えた面積を当該事務所の用途に供する部分の床面積とみなして、前2条の規定を適用する。

(建築物の増築の場合の自動車駐車施設の附置)

第4条の4 別表第1(ア)項に掲げる地域又は地区内において、増築前の(イ)項に掲げる面積が(ウ)項に掲げる面積を超えている建築物について増築をし、又は増築後の(イ)項に掲げる面積が(ウ)項に掲げる面積を超えることとなる建築物の増築をしようとする者は、第1号に掲げる台数から第2号に掲げる台数を減じて得た台数以上の規模を有する自動車駐車施設を、当該増築後の建築物又は当該増築後の建築物の敷地内に追加して附置しなければならない。

(1) 増築後の建築物を新築したものとみなして第4条及び前条の規定を適用した場合において附置しなければならない自動車駐車施設の台数

(2) 増築前の建築物に現に附置されている自動車駐車施設の台数

2 第4条第1項ただし書の規定は、前項の場合について準用する。

(建築物の増築の場合の自動二輪車駐車施設の附置)

第4条の5 別表第2(ア)項に掲げる地域又は地区内において、増築前の特定部分の床面積が(イ)項に掲げる面積を超えている建築物について増築をし、又は増築後の特定部分の床面積が(イ)項に掲げる面積を超えることとなる建築物の増築をしようとする者は、第1号に掲げる台数から第2号に掲げる台数を減じて得た台数以上の規模を有する自動車駐車施設を、当該増築後の建築物又は当該増築後の建築物の敷地内に追加して附置しなければな

(建築物の用途変更の場合の駐車施設の附置)

第5条 商業地域内、近隣商業地域内又は周辺地区内において、建築物の部分の用途の変更(以下「用途変更」という。)で、当該用途変更により特定部分の延べ面積が1,000平方メートル(周辺地区にあっては、2,000平方メートル。以下この条において同じ。)を超えることとなるものために大規模の修繕又は大規模の模様替(建築基準法第2条第14号又は第15号に規定するものをいう。以下「大規模修繕等」という。)をしようとする者又は特定部分の延べ面積が1,000平方メートルを超えている建築物の用途変更で、当該用途変更により特定部分の延べ面積が増加することとなるものために大規模修繕等しようとする者は、当該用途変更後の建築物を新築した場合において第4条及び第4条の2の規定により附置しなければならない駐車施設の規模から、当該用途変更前の建築物を新築した場合において第4条及び第4条の2の規定により附置しなければならない駐車施設の規模又は当該用途変更前の建築物に現に附置されている駐車施設の規模のいずれか大きい方を減じて得た規模以上の駐車施設を、当該用途変更後の建築物又は当該用途変更後の建築物の敷地内に附置しなければならない。

2 第4条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

らない。

(1) 増築後の建築物を新築したものとみなして第4条の2及び第4条の3の規定を適用した場合において附置しなければならない自動二輪車駐車施設の台数

(2) 増築前の建築物に現に附置されている自動二輪車駐車施設の台数

(建築物の用途変更の場合の駐車施設の附置)

第5条 商業地域内、近隣商業地域内又は周辺地区内において、建築物の部分の用途の変更(以下「用途変更」という。)で、当該用途変更により特定部分の床面積が1,000平方メートル(周辺地区については、2,000平方メートル。以下この条において同じ。)を超えることとなるものために大規模の修繕若しくは大規模の模様替(建築基準法第2条第14号又は第15号に規定するものをいう。以下「大規模修繕等」という。)をしようとする者又は特定部分の床面積が1,000平方メートルを超えている建築物の用途変更で、当該用途変更により特定部分の床面積が増加することとなるものために大規模修繕等しようとする者は、第1号に掲げる台数から第2号に掲げる台数を減じて得た台数以上の規模を有する駐車施設を、当該用途変更後の建築物又は当該用途変更後の建築物の敷地内に追加して附置しなければならない。

(1) 用途変更後の建築物を新築したものとみなして第4条から第4条の3までの規定を適用した場合において附置しなければならない駐車施設の台数

(2) 用途変更前の建築物に現に附置されている駐車施設の台数

(自動二輪車駐車施設等を附置する場合の自動車駐車施設の駐車台数に係る緩

<p>(<u>駐車マス及び車路</u>)</p> <p>第7条 <u>第4条から第5条までの規定により附置する駐車施設の<u>駐車マス</u>及び車路は、<u>別表第2</u>に定めるとおりとする。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(<u>駐車施設の附置の特例</u>)</p> <p>第8条 <u>第4条から第5条までの規定により駐車施設を<u>附置すべき者が</u>、当該建築物の構造又は当該敷地の状態により市長が<u>やむえないと認める場合は</u>、当該建築物の敷地からおおむね200メートル以内の場所に駐車施設を設置することができる。</u></p>	<p>和)</p> <p><u>第5条の2 第4条、第4条の3、第4条の4及び前条の規定により附置する自動車駐車施設に係る建築物又は当該建築物の敷地内に、あらかじめ市長の承認を得て次の各号に掲げる施設を附置する場合は、それぞれ当該各号に定める数値(小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた数値)の2倍に相当する台数を当該自動車駐車施設の台数に算入するものとする。</u></p> <p>(1) <u>5台以上の自動二輪車の駐車のための施設(第4条の2、第4条の3、第4条の5及び前条の規定により附置する自動二輪車駐車施設を含む。)</u> 当該施設の駐車台数を5で除して得た数値</p> <p>(2) <u>6台以上の自転車等の駐車のための施設(那覇市自転車等駐車場の設置等に関する条例(令和元年那覇市条例第号)の規定により設置する自転車等駐車場を含む。)</u> 当該施設の駐車台数を6で除して得た数値</p> <p>2 <u>あらかじめ市長の承認を得て前項各号に掲げる施設を同項の自動車駐車施設に係る建築物の敷地外に設置する場合についても、同項と同様とする。</u></p> <p>(<u>駐車のために供する部分の規模等</u>)</p> <p>第7条 <u>第4条から第5条までの規定により附置する駐車施設(次条第1項の規定により設置する駐車施設を含む。)</u>の駐車のために供する部分及び車路に係る基準は、<u>別表第3</u>に定めるとおりとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(<u>駐車施設の附置の特例</u>)</p> <p>第8条 <u>第4条から第5条までの規定により駐車施設を<u>附置すべき者は</u>、当該建築物の構造又は当該敷地の状態により市長が<u>やむを得ないと認める場合においては</u>、当該建築物の敷地からおおむね200メートル以内の場所に駐車施設を設置することができる。</u></p>
--	---

<p>2 [略] (適用除外)</p> <p>第10条 建築物の新築、増築又は用途変更をしようとする場合で、当該建築物の敷地に接する<u>すべての</u>道路が歩行者用道路(道路交通法(昭和35年法律第105号)第9条に規定する歩行者用道路をいう。)であるときは、第4条から第5条までの規定は<u>適用しない</u>。</p> <p>2 [略] (措置命令)</p> <p>第13条 市長は、第4条から第5条まで第7条又は第11条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、駐車施設の附置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても<u>前条</u>の刑を科する。</p> <p>[別表第1 別記]</p> <p>[別表第2 別記]</p>	<p>2 [略] (適用除外)</p> <p>第10条 建築物の新築、増築又は用途変更をしようとする場合で、当該建築物の敷地に接する<u>全ての</u>道路が<u>道路交通法第9条の歩行者用道路</u>であるときは、第4条から第5条までの規定は、<u>適用しない</u>。</p> <p>2 [略] (措置命令)</p> <p>第13条 市長は、第4条から第5条まで、<u>第7条</u>又は第11条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、駐車施設の附置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても<u>同条</u>の刑を科する。</p> <p>[別表第1 別記]</p> <p>[別表第2 別記]</p> <p>[別表第3 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>4 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。</p> <p>5 改正後表の表示に対応する改正表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。</p> <p>6 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。</p>	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に那覇市における建築物の駐車施設の附置等に関する条例第9条の規定による届出がなされ、かつ、施行日から起算して6月を経過する日までに建築物の新築、増築又は用途変更の工事が着手された当該新築、増築又は用途変更については、なお従前の例による。

[改正前 別記]

別表第1

	商業地域又は近隣商業地域の場合		周辺地区の場合
(ア) 建築物の用途	建築物の全部を特定用途に供するもの	建築物の全部を非特定用途に供するもの	建築物の全部又は一部を特定用途に供するもの
(イ) 建築物の規模	延べ面積>1,000平方メートル	延べ面積>2,000平方メートル	延べ面積>2,000平方メートル
(ウ) 駐車施設の規模	延べ面積/150平方メートル(台)	延べ面積/300平方メートル(台)	延べ面積/150平方メートル(台)
(エ) 建築物の延べ面積が6,000平方メートルに満たないと緩和	$1 - (1,000 \text{ 平方メートル} \times (6,000 \text{ 平方メートル} - \text{建築物の延べ面積})) / (6,000 \text{ 平方メートル} \times (A) - 1,000 \text{ 平方メートル} \times \text{建築物の延べ面積})$ (A) = 特定部分の延べ面積 + 非特定部分の延べ面積 $\times 1/2$		$1 - (6,000 \text{ 平方メートル} - \text{建築物の延べ面積}) / (\text{建築物の延べ面積} \times 2)$

注1 延べ面積は、特定用途にあつては屋外観覧席を含み駐車施設の用途に供する部分の床面積の合計を除くものとし、非特定用途にあつては駐車施設の用途に供する部分の床面積の合計を除くものとする。

注2 小数点以下の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

[改正後 別記]

別表第1(第4条、第4条の4関係)

(ア)	商業地域又は近隣商業地域		周辺地区
(イ)	特定用途に供する部分の床面積と、非特定用途に供する部分の床面積に1/2を乗じて得たものとの合計の面積		特定用途に供する部分の床面積
(ウ)	1,000平方メートル		2,000平方メートル
(エ)	百貨店その他の店舗の用途	特定用途(百貨店その他の店舗を除く。)	非特定用途
(オ)	150平方メートル	200平方メートル	450平方メートル
(カ)	$1 - (1,000 \text{ 平方メートル} \times (6,000 \text{ 平方メートル} - \text{延べ面積})) / (6,000 \text{ 平方メートル} \times (\text{イ}) \text{ 項に掲げる面積} - 1,000 \text{ 平方メートル} \times \text{延べ面積})$		$1 - (6,000 \text{ 平方メートル} - \text{延べ面積}) / (2 \times \text{延べ面積})$

備考 (イ)項に規定する床面積、(エ)項に掲げる用途に供する部分の床面積の合計及び

(カ)項に規定する延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の床面積の合計を除くものとし、観覧場である場合には、屋外観覧席の部分の面積を含むものとする。

[改正後 別記]

別表第2(第4条の2、第4条の5関係)

(ア)	商業地域又は近隣商業地域	周辺地区
(イ)	1,000平方メートル	2,000平方メートル
(ウ)	百貨店その他の店舗の用途	特定用途(百貨店その他の店舗を除く。)
(エ)	1,000平方メートル	2,000平方メートル
(オ)	$1 - (1,000 \text{平方メートル} \times (6,000 \text{平方メートル} - \text{延べ面積})) / (5,000 \text{平方メートル} \times \text{延べ面積})$	$1 - (6,000 \text{平方メートル} - \text{延べ面積}) / (2 \times \text{延べ面積})$

備考 (イ)項に掲げる面積、(ウ)項に掲げる用途に供する部分の床面積の合計及び(オ)項に規定する延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の床面積の合計を除くものとし、観覧場である場合には、屋外観覧席の部分の面積を含むものとする。

[改正前 別記]

別表第2

駐車	種類	1台当たりの大きさ	附置すべき台数に対する割合
マス	①小型乗用車用	[略]	70%以下
	②普通乗用車用		30%以上
	③身体障害者の乗用車用(特定用途のみ)		[略]
車路	幅5.5メートル(一方通行のものにあっては3.5メートル)以上とする。		

[改正後 別記]

別表第3(第7条関係)

駐車	種類	1台当たりの大きさ	附置すべき台数に対する割合等
の用に供する部分	自動車	[略]	①小型乗用車用
	②普通乗用車用		
	③身体障害者の乗用車用(特定用途のみ)		
	自動二輪車	幅1.0メートル以上、奥行2.3メートル以上	[略]
車路	幅5.5メートル(一方通行のものについては、3.5メートル)以上とする。ただし、専ら自動二輪車の通行の用に供するものである場合は、幅3.0メートル(一方通行のものについては、2.25メートル)以上とする。		

備考 駐車施設は、駐車のに供する部分及び車路を明確に区分するとともに、駐車のに供する部分を1台ごとに区分しなければならない。

那覇市条例第13号

令和元年 7 月 4 日

公 布 済

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例(平成5年那覇市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第28条関係)

区分		手数料
市が収集する 一般廃棄物の 処理	燃やすごみ	市の指定するごみ袋10枚 入り1組につき 大 <u>300円</u> 中(取っ手付き) <u>220円</u> 中 <u>200円</u> [略]
	燃やさないごみ	市の指定するごみ袋10枚 入り1組につき 大 <u>300円</u> 中 <u>200円</u> [略]
	[略]	
適正処理困難物	スプリング入りマットレス	1個につき <u>2,400円</u>
	スプリング入り ソファ	2人掛け以上 1脚につき <u>1,800円</u> 1人掛け 1脚につき <u>1,200円</u>
[略]		

[改正後 別記]

別表(第28条関係)

区分		手数料
市が収集する 一般廃棄物の 処理	燃やすごみ	市の指定するごみ袋10枚 入り1組につき 大 <u>330円</u> 中(取っ手付き) <u>240円</u> 中 <u>220円</u>

					[略]
	燃やさないごみ			市の指定するごみ袋10枚入り1組につき	大 330円 中 220円 [略]
	[略]				
	適正処理困難物	スプリング入りマットレス		1個につき	2,600円
		スプリング入り	2人掛け以上	1脚につき	1,940円
		ソファ	1人掛け	1脚につき	1,270円
	[略]				

那覇市条例第14号
令和元年7月4日
公 布 済

那覇市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市営住宅条例の一部を改正する条例

那覇市営住宅条例(平成9年那覇市条例第35号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																				
別表第1(第3条関係) 公営住宅	別表第1(第3条関係) 公営住宅																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>那覇市繁多</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>川市営住宅</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]		那覇市繁多	[略]	川市営住宅		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>那覇市繁多</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>川市営住宅</td> <td></td> </tr> <tr> <td>那覇市樋川</td> <td>那覇市樋川2丁目10番1号</td> </tr> <tr> <td>市営住宅</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]		那覇市繁多	[略]	川市営住宅		那覇市樋川	那覇市樋川2丁目10番1号	市営住宅	
名称	位置																				
[略]																					
那覇市繁多	[略]																				
川市営住宅																					
名称	位置																				
[略]																					
那覇市繁多	[略]																				
川市営住宅																					
那覇市樋川	那覇市樋川2丁目10番1号																				
市営住宅																					
備考 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。																					

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 那覇市樋川市営住宅の入居、家賃等の決定その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

那覇市条例第15号
令和元年 7 月 4 日
公 布 済

那覇市水道給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市水道給水条例の一部を改正する条例

那覇市水道給水条例(平成9年那覇市条例第37号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">第4章 料金、加入金及び手数料 (料金)</p> <p>第23条 料金は、1月につき、次の表により算定した基本料金と従量料金の合計額とする。</p> <p>[表 別記]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第111号)第7条第1項各号に掲げる者及び外国領事館等に給水する水道の料金については、基本料金と従量料金の合計額に<u>108分の100</u>を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(加入金)</p> <p>第29条 給水装置の新設工事又は改造工事(増径)の申込みを行う者は、設置するメーターの口径により、加入金として、次の表に定める額をその申込みの際に納付しなければならない。</p> <p>[表 別記]</p> <p>2～3 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第4章 料金、加入金、手数料等 (料金)</p> <p>第23条 [略]</p> <p>[表 別記]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第<u>六</u>条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第111号)第7条第1項各号に掲げる者及び外国領事館等に給水する水道の料金については、基本料金と従量料金の合計額に<u>110分の100</u>を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(加入金)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>[表 別記]</p> <p>2～3 [略]</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第23条第1項の規定は、令和元年12月以後の月分として算定する水道料金から

- 適用し、同年11月以前の月分として算定する水道料金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第23条第2項の規定は、令和元年11月以後の月分として算定する水道料金から適用し、同年10月以前の月分として算定する水道料金については、なお従前の例による。
- 4 改正後の第29条第1項の規定は、施行日以後の申込みに係る加入金について適用し、施行日以前の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

[改正前 別記]

[第23条第1項の表]

種別	用途別	メーターの口径	基本料金	従量料金(1立方メートルにつき)	
				使用水量(単位は立方メートル)	料金
専用給水装置	一般用	13ミリメートル及び20ミリメートル	620円	5まで	55円
				5を超え10まで	103円
				10を超え15まで	144円
		25ミリメートル	1,680円	15を超え25まで	173円
				25を超え35まで	215円
				35を超え50まで	250円
				50を超え100まで	278円
		40ミリメートル	4,160円	100を超え300まで	303円
				300を超えるもの	322円
	50まで			250円	
50ミリメートル	9,870円	50を超え100まで	278円		
		100を超え300まで	303円		
75ミリメートル	21,630円	300を超えるもの	322円		
		100まで	278円		
100ミリメートル	57,540円	100を超え300まで	303円		
		300を超えるもの	322円		
150ミリメートル以上	103,600円	300まで	303円		
		300を超えるもの	322円		
		[略]			
	公衆浴場用	メーターの口径に対応する一般用の基本料金を適用し、従量料金は、1立方メートルにつき70円とする。			
私設消火栓	演習用	1個1回20分以内につき	2,650円		
船舶給水栓	船舶用	1立方メートルにつき	322円		
臨時給水栓	臨時用	1立方メートルにつき	322円		
		[略]			

[改正後 別記]

[第23条第1項の表]

種別	用途別	メーターの口径	基本料金	従量料金(1立方メートルにつき)	
				使用水量(単位は	料金

専用給水装置	一般用	13ミリメートル及び 20ミリメートル	<u>631円</u>	立方メートル) 5まで	<u>56円</u>
				5を超え10まで	<u>104円</u>
				10を超え15まで	<u>146円</u>
				15を超え25まで	<u>176円</u>
				25を超え35まで	<u>218円</u>
		25ミリメートル	<u>1,711円</u>	35を超え50まで	<u>254円</u>
				50を超え100まで	<u>283円</u>
				100を超え300まで	<u>308円</u>
				300を超えるもの	<u>327円</u>
		40ミリメートル	<u>4,237円</u>	50まで	<u>254円</u>
		50を超え100まで	<u>283円</u>		
		100を超え300まで	<u>308円</u>		
		300を超えるもの	<u>327円</u>		
50ミリメートル	<u>10,052円</u>	100まで	<u>283円</u>		
75ミリメートル	<u>22,030円</u>	100を超え300まで	<u>308円</u>		
		300を超えるもの	<u>327円</u>		
100ミリメートル	<u>58,605円</u>	300まで	<u>308円</u>		
150ミリメートル以上	<u>105,518円</u>	300を超えるもの	<u>327円</u>		
		[略]			
	公衆浴場用	メーターの口径に対応する一般用の基本料金を適用し、 従量料金は、1立方メートルにつき <u>71円</u> とする。			
私設消火栓	演習用	1個1回20分以内につき <u>2,699円</u>			
船舶給水栓	船舶用	1立方メートルにつき <u>327円</u>			
臨時給水栓	臨時用	1立方メートルにつき <u>327円</u>			
[略]					

[改正前 別記]

[第29条第1項の表]

メーター口径	金額
13ミリメートル	<u>22,680円</u>
20ミリメートル	<u>60,480円</u>
25ミリメートル	<u>103,680円</u>
40ミリメートル	<u>353,160円</u>
50ミリメートル	<u>733,320円</u>
75ミリメートル	<u>1,763,640円</u>
100ミリメートル	<u>4,590,000円</u>
150ミリメートル以上	<u>8,793,360円</u>

[改正後 別記]

[第29条第1項の表]

メーター口径	金額
13ミリメートル	<u>23,100円</u>

20ミリメートル	61,600円
25ミリメートル	105,600円
40ミリメートル	359,700円
50ミリメートル	746,900円
75ミリメートル	1,796,300円
100ミリメートル	4,675,000円
150ミリメートル以上	8,956,200円

那覇市条例第16号

令和元年7月4日

公 布 済

那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例(平成10年那覇市条例第36号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(観光地形成促進地域における課税免除)</p> <p>第3条 市長は、観光地形成促進地域の区域内において、沖振法第6条第5項の規定による観光地形成促進計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から平成31年3月31日までの間に、沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成14年総務省令第42号)第1条第2項に規定する対象施設(以下この条において「<u>対象施設</u>」という。)を新設し、又は増設した者について、<u>当該対象施設である家屋及び償却資産並びに当該家屋又は当該対象施設である構築物の敷地である土地</u>(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>青色申告者等</u> 所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第40号又は法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第37号に規定する青色申告書を提出する個人若しくは法人又は同法第81条の22第1項の規定による申告書を提出する同法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人若しくは当該連結親法人との間に同条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係にある同条第12号の7に規定する連結子法人をいう。</p> <p>(観光地形成促進地域における課税免除)</p> <p>第3条 市長は、観光地形成促進地域の区域内において、沖振法第6条第5項の規定による観光地形成促進計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から令和3年3月31日までの間に、沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成14年総務省令第42号)第1条第2項に規定する対象施設(以下この条において「<u>特定民間観光関連施設</u>」という。)を新設し、又は増設した<u>青色申告者等</u>について、<u>沖振法第8条第1項に規定する特定民間観光関連施設の用に供する機械及び装置、家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地</u>(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の</p>

該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(情報通信産業振興地域における課税免除)

第4条 市長は、情報通信産業振興地域の区域内において、沖振法第28条第5項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から平成31年3月31日までの間に、次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した者について、当該設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋又は当該設備である構築物の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(1) 沖振法第3条第6号に規定する情報通信産業又は同条第8号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する一の設備であつて、これを構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令

翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(情報通信産業振興地域における課税免除)

第4条 市長は、情報通信産業振興地域の区域内において、沖振法第28条第5項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から令和3年3月31日までの間に、沖振法第3条第6号に規定する情報通信産業又は同条第8号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する一の設備であつて、これを構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者等について、当該設備である機械及び装置、家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

第96号)第6条第1号から第7号まで又は
法人税法施行令(昭和40年政令第97号)
第13条第1号から第7号までに掲げるも
のに限る。)の取得価額の合計が1,000
万円を超えるもの

(2) 機械及び装置並びに器具及び備品
で、これらの取得価格の合計額が100
万円を超えるもの

(産業高度化・事業革新促進地域における
課税免除)

第5条 市長は、産業高度化・事業革新促進地域の区域内において、沖振法第35条第4項の規定による産業高度化・事業革新促進計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から平成31年3月31日までの間に、次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した者で沖振法第35条の3第4項の規定による沖縄県知事の認定を受けたものについて、当該設備(倉庫業の用に供するものを除く。)である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(1) 租税特別措置法(昭和32年法律第26

(産業高度化・事業革新促進地域における
課税免除)

第5条 市長は、産業高度化・事業革新促進地域の区域内において、沖振法第35条第4項の規定による産業高度化・事業革新促進計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から令和3年3月31日までの間に、沖振法第35条の3第4項の規定による認定に係る産業高度化・事業革新措置実施計画に従って、製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備のうち、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第1項の表の第2号若しくは第45条第1項の表の第2号の規定の適用を受ける設備であって、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した沖振法第35条の3第4項の規定による沖縄県知事の認定を受けた青色申告者等について、当該設備(倉庫業の用に供するものを除く。)である機械及び装置若しくは家屋又はその敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

<p>号)第12条第1項の表の第2号又は同法第45条第1項の表の第2号の規定の適用を受ける設備であつて、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの</p> <p>(2) <u>機械及び装置並びに器具及び備品</u>で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるもの</p> <p>(国際物流拠点産業集積地域における課税免除)</p> <p>第6条 市長は、国際物流拠点産業集積地域の区域内において、沖振法第41条第5項の規定による国際物流拠点産業集積計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から平成31年3月31日までの間に、次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した者について、当該設備(倉庫業の用に供するものを除く。)である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。</p> <p>(1) <u>租税特別措置法第12条第1項の表の第3号又は同法第45条第1項の表の第3号の規定の適用を受ける設備であつて、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの</u></p> <p>(2) <u>機械及び装置で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるもの</u></p>	<p>(国際物流拠点産業集積地域における課税免除)</p> <p>第6条 市長は、国際物流拠点産業集積地域の区域内において、沖振法第41条第5項の規定による国際物流拠点産業集積計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から令和3年3月31日までの間に、<u>国際物流拠点産業の用に供する租税特別措置法第12条第1項の表の第3号若しくは第45条第1項の表の第3号の規定の適用を受ける設備であつて、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者等</u>について、当該設備(倉庫業の用に供するものを除く。)である機械及び装置若しくは家屋又はその敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。</p>
<p>備考</p>	

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成31年3月31日以前に、改正前の那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例第3条から第6条までの規定により固定資産税の課税免除を受ける要件を具備していた者に係る固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

那覇市条例第17号

令和元年7月4日

公 布 済

那覇市消防手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市消防手数料条例の一部を改正する条例

那覇市消防手数料条例(平成12年那覇市条例第34号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

(施行期日)

- この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の那覇市消防手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

[改正前 別記]

別表第1(第4条関係)

手数料を納付すべき者	区分	手数料の額	
(1) [略]			
(2) 消防法第11条第1項前段の規定による設置の許可を受けようとする者	貯蔵所 [略]	[略]	
	浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則第20条の4第2項第3号に定める構造を有しなければならないもの及び浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち同規則第22条の2第1号ハに定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所	[略]	[略]
		危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	158万円
		危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	194万円
	危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	226万円	
[略]	[略]	[略]	
[略]	[略]	[略]	
(3)～(9) [略]			

[改正後 別記]

別表第1(第4条関係)

手数料を納付すべき者	区分		手数料の額		
(1) [略]					
(2)	消防法第11条第1項前段の規定による設置の許可を受けようとする者	[略]			
		貯蔵所	[略]		
			[略]		
			浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則第20条の4第2項第3号に定める構造を有しなければならないもの及び浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち同規則第22条の2第1号ハに定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク	危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	159万円
			貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	195万円
貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	227万円			
[略]	[略]				
[略]	[略]				
(3)～(9) [略]					

那覇市条例第18号
令和元年7月4日
公 布 済

那覇市立森の家みんな条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市立森の家みんな条例の一部を改正する条例

那覇市立森の家みんな条例(平成17年那覇市条例第49号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第2(第9条関係) 施設利用料金 [表 略] 備考 1～2 [略]	別表第2(第9条関係) 施設利用料金 [表 略] 備考 1～2 [略] 3 <u>冷房機の利用に係る料金は、1台につき1時間当たり100円とする。</u> 4 <u>利用時間に1時間に満たない端数があるときは、その端数を1時間として計算する。</u>
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第19号
令和元年7月4日
公 布 済

那覇市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市手数料条例の一部を改正する条例

那覇市手数料条例(平成24年那覇市条例第71号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第2 別記]	[別表第2 別記]
[別表第4 別記]	[別表第4 別記]
[別表第5 別記]	[別表第5 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

(施行期日)

- この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、別表第5の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の別表第2及び別表第4の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

[改正前 別記]

別表第2(第2条関係)

保健衛生及び環境に関するもの

1～10 [略]

- 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号。以下この項において「法」という。)及び狂犬病予防法施行令(昭和28年政令第236号。以下この項において「政令」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)～(3) [略]			
(4)	法第6条第1項又は第18条第1項の規定に基づく抑留中の犬の飼養管理及び返還	[略]	1頭につき4,000円に返還までの日数に330円を乗じて得た額を加算した額
(5)～(6) [略]			

12～18 [略]

- 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1) [略]			
(2)	法第35条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき引き取った犬若しくは猫又は法第36条第2項の規定に	[略]	1頭につき4,000円に返還までの日数に330円を乗じて得た額を加算した額

	より収容した犬、猫等の飼養 管理及び返還	
--	-------------------------	--

20～25 [略]

26 那覇市飼い犬条例(昭和49年那覇市条例第1号)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	那覇市飼い犬条例第8条の規定に基づき捕獲した犬の飼養管理及び返還	[略]	1頭につき4,000円に返還までの日数に330円を乗じて得た額を加算した額

[改正後 別記]

別表第2(第2条関係)

保健衛生及び環境に関するもの

1～10 [略]

11 [略]

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)～(3)	[略]		
(4)	法第6条第1項又は第18条第1項の規定に基づく抑留中の犬の飼養管理及び返還	[略]	1頭につき4,000円に返還までの日数に350円を乗じて得た額を加算した額
(5)～(6)	[略]		

12～18 [略]

19 [略]

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	[略]		
(2)	法第35条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき引き取った犬若しくは猫又は法第36条第2項の規定により収容した犬、猫等の飼養管理及び返還	[略]	1頭につき4,000円に返還までの日数に350円を乗じて得た額を加算した額

20～25 [略]

26 [略]

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	那覇市飼い犬条例第8条の規定に基づき捕獲した犬の飼養管理及び返還	[略]	1頭につき4,000円に返還までの日数に350円を乗じて得た額を加算した額

[改正前 別記]

別表第4(第2条関係)

建設に関するもの

1～2 [略]

3 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下この項において「法」という。)に基づく事務

[表 略]

備考 申請に係る建築物に構造計算適合性判定(建築基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定をいう。以下同じ。)を要する部分が含まれる場合(同条第7項の適合判定通知書又はその写しを提出する場合を除く。)にあつては、当該建築物の次の各号に掲げる構造計算適合性判定に係る床面積の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額(1つの建築物であっても構造上別棟となる場合にあつては、構造上別棟となる部分ごとの床面積の合計により算定した額の和)に100分の108を乗じて得た額を加算するものとする。

(1)～(7) [略]

4～7 [略]

[改正後 別記]

別表第4(第2条関係)

建設に関するもの

1～2 [略]

3 [略]

[表 略]

備考 申請に係る建築物に構造計算適合性判定(建築基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定をいう。以下同じ。)を要する部分が含まれる場合(同条第7項の適合判定通知書又はその写しを提出する場合を除く。)にあつては、当該建築物の次の各号に掲げる構造計算適合性判定に係る床面積の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額(1つの建築物であっても構造上別棟となる場合にあつては、構造上別棟となる部分ごとの床面積の合計により算定した額の和)に100分の110を乗じて得た額を加算するものとする。

(1)～(7) [略]

4～7 [略]

[改正前 別記]

別表第5(第2条関係)

その他のもの

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	行政不服審査法第38条の第1項(同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法律において準用する場合を含む。)の提出書類等の写し等又は同法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の主張書面若しくは資料の写し等の交付	[略]	用紙(A3判(日本工業規格A列3番をいう。以下同じ。)以下の大きさに限る。)1面につき、次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 ア 白黒 10円 イ カラー(A3判未満の場合) 50円 ウ カラー(A3判の場合) 80円
(2)	[略]		

[改正後 別記]

別表第5(第2条関係)

その他のもの

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	行政不服審査法第38条の第1項(同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法律において準用する場合を含む。)の提出書類等の写し等又は同法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の主張書面若しくは資料の写し等の交付	[略]	用紙(A3判(日本産業規格A列3番をいう。以下同じ。)以下の大きさに限る。)1面につき、次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 ア 白黒 10円 イ カラー(A3判未満の場合) 50円 ウ カラー(A3判の場合) 80円
(2)	[略]		

規 則

那覇市規則第5号
令和元年7月4日
公 布 済

那覇市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和51年那覇市規則第23号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(災害援護資金の借入れの申し込み)</p> <p>第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、災害援護資金借入申込書(第2号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(貸付けの決定等)</p> <p>第8条 市長は、借入申込者に対して資金の貸付けの可否を決定したときは、災害援護資金貸付決定通知書(第3号様式)又は災害援護資金貸付不承認決定通知書(第4号様式)を当該申込者に交付する。</p> <p>(借用書の提出)</p> <p>第9条 前条の災害援護資金貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに災害援護資金借用書(第5号様式)に、当該借入申込者及び連帯保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(償還の完了)</p> <p>第11条 市長は、貸付金の交付を受けた者(以下「借受人」という。)が当該貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る災害援護資金借用書及び印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。</p> <p>(償還免除)</p> <p>第15条 貸付金の償還未済額の全部又は一</p>	<p>(災害援護資金の借入れの申し込み)</p> <p>第6条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、災害援護資金借入申込書(第2号様式)に<u>保証人を立てる場合は、保証人に関する事項を記載したもの</u>に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(貸付けの決定等)</p> <p>第8条 市長は、借入申込者に対して<u>災害援護資金の貸付けの可否を決定したときは</u>、災害援護資金貸付決定通知書(第3号様式)又は災害援護資金貸付不承認決定通知書(第4号様式)を当該申込者に交付する。</p> <p>(借用書の提出)</p> <p>第9条 前条の災害援護資金貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに災害援護資金借用書(第5号様式)に<u>保証人を立てる場合は、保証人が連署したもの</u>に、当該借入申込者<u>(保証人を立てる場合は、借入申込者及び保証人)</u>の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(償還の完了)</p> <p>第11条 市長は、<u>災害援護資金の貸付け</u>を受けた者(以下「借受人」という。)が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る災害援護資金借用書及び印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。</p> <p>(償還免除)</p> <p>第15条 <u>災害援護資金</u>の償還未済額の全部</p>

<p>部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、災害援護資金償還免除申請書(第13号様式)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の災害援護資金償還免除申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて<u>貸付金</u>を償還することができなくなったことを証する書類</p> <p>3 [略]</p> <p>(氏名等の変更届)</p> <p>第17条 借受人は、<u>借用書</u>に記載した事項に変更を生じたときは、氏名等変更届(第16号様式)を速やかに市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は<u>連帯保証人</u>がその旨を届け出なければならない。</p> <p>[第1号様式 別記]</p> <p>[第2号様式 別記]</p> <p>[第3号様式 別記]</p> <p>[第4号様式 別記]</p> <p>[第5号様式 別記]</p> <p>[第6号様式 別記]</p> <p>[第7号様式 別記]</p> <p>[第8号様式 別記]</p> <p>[第9号様式 別記]</p> <p>[第10号様式 別記]</p> <p>[第11号様式 別記]</p> <p>[第12号様式 別記]</p> <p>[第13号様式 別記]</p> <p>[第14号様式 別記]</p> <p>[第15号様式 別記]</p> <p>[第16号様式 別記]</p> <p>備考</p>	<p>又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、災害援護資金償還免除申請書(第13号様式)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて<u>災害援護資金</u>を償還することができなくなったことを証する書類</p> <p>3 [略]</p> <p>(氏名等の変更届)</p> <p>第17条 借受人は、<u>災害援護資金借用書</u>に記載した借受人又は保証人についての<u>氏名又は住所等</u>に変更を生じたときは、氏名等変更届(第16号様式)を速やかに市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は<u>保証人</u>がその旨を届け出なければならない。</p> <p>[第1号様式 別記]</p> <p>[第2号様式 別記]</p> <p>[第3号様式 別記]</p> <p>[第4号様式 別記]</p> <p>[第5号様式 別記]</p> <p>[第6号様式 別記]</p> <p>[第7号様式 別記]</p> <p>[第8号様式 別記]</p> <p>[第9号様式 別記]</p> <p>[第10号様式 別記]</p> <p>[第11号様式 別記]</p> <p>[第12号様式 別記]</p> <p>[第13号様式 別記]</p> <p>[第14号様式 別記]</p> <p>[第15号様式 別記]</p> <p>[第16号様式 別記]</p>
--	--

[略]				
資 金 の 使 途	資金の使い方総額	円	資金の内訳 合 計	円
	[略]			

[略]	
[略]	
那覇市長	殿
[略]	

[改正後 別記]

第2号様式(第6条関係)

[略]				
[略]				
返 す 方 法	1 年賦 2 半年賦	[略]		
	3 月賦			
借 入 申 込 者 に つ い て	[略]	年 月 日生(歳)		
	[略]			
連 帯 保 証 人 〔※〕	[略]	年 月 日生(歳)		
	[略]			
[略]				
の 災 害 援 護 資 金 の 使 途	災害援護資金の使い方 総額	円	災害援護資金の内訳 合計	円
	[略]			

[略]	
[略]	
那覇市長	宛
[略]	

※注 連帯保証人に関する項目については、連帯保証人が記入してください。

[改正前 別記]

第3号様式

[略]
殿
[略]
償還方法 <u>半年賦</u>
利 子 <u>年3パーセント</u>
<u>資金をお渡しする日と手続について</u>
[略]
(4) あなたと <u>保証人</u> の印鑑証明書各1通

[改正後 別記]

第3号様式(第8条関係)

[略]
様
[略]
償還方法 <u>年賦 ・ 半年賦 ・ 月賦</u>
利 子 <u>年 ー パーセント</u>
<u>災害援護資金をお渡しする日と手続について</u>
[略]
(4) あなたと <u>連帯保証人</u> の印鑑証明書各1通

[改正前 別記]

第4号様式

[略]
殿
[略]

[改正後 別記]

第4号様式(第8条関係)

[略]
様
[略]

[改正前 別記]

第5号様式

[略]
利 子 <u>年3パーセント</u>
[略]
償還方法 <u>半年賦</u>
[略]
那覇市長 <u>殿</u>
[略]

保証人	住所 氏名	印
-----	----------	---

[改正後 別記]

第5号様式(第9条関係)

[略]		
利 子	<u>年</u> パーセント	
[略]		
償還方法	<u>年賦</u> ・ 半年賦 ・ 月賦	
[略]		
那覇市長	宛	
[略]		
	連帯保証人	住所 氏名
印		

[改正前 別記]

第6号様式

[略]	
那覇市長	殿
[略]	

[改正後 別記]

第6号様式(第12条関係)

[略]	
那覇市長	宛
[略]	

[改正前 別記]

第7号様式

[略]			
那覇市長	殿		
[略]			
貸 付 の 条 件	[略]		
	[略]		
	償還 方法	<u>半年賦</u>	[略]
	[略]		
[略]			

[改正後 別記]

第7号様式(第13条関係)

[略]			
那覇市長 宛			
[略]			
貸 付 の 条 件	[略]		
	[略]		[略]
	償還方法	1 年賦 2 半年賦	
		3 月賦	
[略]			
[略]			

[改正前 別記]

第8号様式

[略]	
殿	
[略]	

[改正後 別記]

第8号様式(第13条関係)

[略]	
様	
[略]	

[改正前 別記]

第9号様式

[略]	
殿	
[略]	

[改正後 別記]

第9号様式(第13条関係)

[略]	
様	
[略]	

[改正前 別記]

第10号様式

[略]	
那覇市長 殿	
[略]	

[改正後 別記]

第10号様式(第14条関係)

[略]
那覇市長 宛
[略]

[改正前 別記]

第11号様式

[略]
殿
[略]

[改正後 別記]

第11号様式(第14条関係)

[略]
様
[略]

[改正前 別記]

第12号様式

[略]
殿
[略]

[改正後 別記]

第12号様式(第14条関係)

[略]
様
[略]

[改正前 別記]

第13号様式

[略]		
[略]		
[略]		
償還方法	半年賦	[略]
[略]		
免除申請者	[略]	明治 大正 年 月 日生 昭和
	[略]	

借受人又はその相続人	[略]	明治 大正 昭和	年	月	日生
	[略]				
保証人	[略]	明治 大正 昭和	年	月	日生
	[略]				
[略]					
那覇市長 殿					
[略]					

[改正後 別記]

第13号様式(第15条関係)

[略]					
[略]					
償還方法	年賦・半年賦 ・月賦	[略]			
[略]					
免除申請者	[略]	年 月 日生			
	[略]				
借受人又はその相続人	[略]	年 月 日生			
	[略]				
連帯保証人	[略]	年 月 日生			
	[略]				
[略]					
那覇市長 宛					
[略]					

[改正前 別記]

第14号様式

[略]

殿

[略]

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年利 10.75パーセントの率で違約金が更に加算されます。

[改正後 別記]

第14号様式(第15条関係)

[略]

様

[略]

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年利 5パーセントの率で違約金が更に加算されます。

[改正前 別記]

第15号様式

[略]

殿

[略]

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は、次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年利 10.75パーセントの率で違約金が更に加算されます。

[略]

[改正後 別記]

第15号様式(第15条関係)

[略]

様

[略]

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は、次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年利 5パーセントの率で違約金が更に加算されます。

[略]

[改正前 別記]

第16号様式

[略]

[略]

[略]

[略]

那覇市長 殿

[略]

[改正後 別記]

第16号様式(第17条関係)

[略]

[略]

[略]

[略]

那霸市長 宛

[略]

那霸市規則第6号

令和元年7月4日

公 布 済

那霸市水産業振興整備対策協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 城 間 幹 子

那覇市水産業振興整備対策協議会規則の一部を改正する規則

那覇市水産業振興整備対策協議会規則(昭和52年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>那覇市水産業振興整備対策協議会規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)第3条の規定に基づき、<u>那覇市水産業振興整備対策協議会</u>(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し、<u>必要な事項</u>を定めるものとする。</p> <p>(担当事務)</p> <p>第2条 協議会は、市長の諮問に応じて、<u>次の各号に掲げる事項</u>について調査審議する。</p> <p>(1) <u>水産業振興整備事業の基本計画</u>に関すること。</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(会長及び副会長)</p>	<p style="text-align: center;"><u>那覇市水産業振興協議会規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)第3条の規定に基づき、<u>那覇市水産業振興協議会</u>(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し、<u>必要な事項</u>を定めるものとする。</p> <p>(担当事務)</p> <p>第2条 協議会は、市長の諮問に応じて、<u>次に掲げる事項</u>について調査審議する。</p> <p>(1) <u>水産業振興基本計画</u>に関すること。</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、特定の事項を調査審議させるため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。</u></p> <p><u>4 臨時委員は、市長が委嘱する。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、<u>2年以内</u>とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 臨時委員の任期は、当該臨時委員の担任する特定の事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。</u></p> <p>(会長及び副会長)</p>

<p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 協議会の議事は、<u>出席委員の過半数</u>で決し、可否同数のときは、会長の決すところによる。 (部会)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>部会に部会長及び副部会長を置き、部会の委員の互選でこれを定める。</u></p> <p>4 <u>部会長は、部会の会務を掌理する。</u></p> <p>5 <u>副部会長は、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。</u></p> <p>6 <u>前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。</u></p> <p>第9条 [略]</p>	<p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 副会長は、<u>会長を補佐し</u>、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 協議会は、委員(<u>議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。</u>)の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 協議会の議事は、<u>出席した委員の過半数</u>で決し、可否同数のときは、会長の決すところによる。 (部会)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>前3条及び第10条の規定は、部会について準用する。</u></p> <p><u>(庶務)</u></p> <p>第9条 <u>協議会の庶務は、経済観光部商工農水課において処理する。</u></p> <p>第10条 [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第 7 号
令和元年 7 月 4 日
公 布 済

那覇市歌選定委員会規則を廃止する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市歌選定委員会規則を廃止する規則

那覇市歌選定委員会規則(平成13年那覇市規則第46号)は、廃止する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

那覇市告示第 135 号
令和元年 7 月 16 日

身体障害者手帳交付に係る医師の指定について

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定に基づき令和元年6月28日付け次のように指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

	医師氏名	診療科目	医療機関名
1	佐渡山 伸子	内科、呼吸器科	那覇市立病院
2	我那覇 司	脳神経外科	那覇市立病院

3	小野 武	外科	沖縄協同病院
4	宮城 大雅	小児科	ゆずりは訪問診療所
5	外間 雪野	内科	沖縄赤十字病院
6	喜久村 かおり	リハビリテーション科	沖縄協同病院

那覇市告示第 136 号

令和元年 7 月 16 日

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定に基づき令和元年 7 月 1 日付け次のように指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

医療機関 名称及び所在地	開設者名称	自立支援医療の種類
訪問看護リハビリステーション happiness 古島 那覇市首里末吉町 3 丁目 65 番地 末吉マンション 103 号	合同会社 Social action 代表社員 崎濱 隼次	育成医療・更生医療
OWL 調剤薬局 那覇市楚辺 1 丁目 14-39 1 階	株式会社 ふくろう薬品 代表取締役 阿部 智裕	育成医療・更生医療
セブンス薬局首里店 那覇市首里石嶺町 3 丁目 221 番地 1 ラック石嶺駅前 101	株式会社 ファイブセブン 代表取締役 佐々木 理樹	育成医療・更生医療

那 覇 市 告 示 第 137 号

令 和 元 年 7 月 16 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那 覇 市 長 城 間 幹 子

名 称	開 設 者	指 定 年 月 日
所 在 地		
訪問看護 介	ユーティープラス有限公司	平成 31 年 4 月 1 日
那覇市銘苅 303 番地メディカルヒルズめかる 3 階		
まんまる子どもクリニック	医療法人 輪睦会	令和元年 5 月 1 日
那覇市宇栄原 2 丁目 18 番 8 号		
オリーブ薬局小禄店	合同会社ガロ	平成 31 年 4 月 1 日
那覇市田原 3 丁目 1 番地 12 第 2 丸元ビル 101		
OWL 調剤薬局	株式会社 ふくろう薬品	令和元年 6 月 1 日
那覇市楚辺 1-14-39 1 階		

訪問看護ステーションひかり	特定非営利活動法人ひかり	令和元年 5 月 1 日
那覇市松山 2 丁目 7 番 16 号 ピアセブン永山 2-C		
訪問看護リハビリステーション happiness 古島	合同会社 Social action	令和元年 5 月 1 日
那覇市首里末吉町 3 丁目 65 末吉マンション 103 号室		

那覇市告示第 138 号

令和元年 7 月 16 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
まんまる子どもクリニック	比嘉 睦	令和元年 5 月 1 日
那覇市宇栄原 2 丁目 18 番 8 号		
薬志堂薬局 三原店	有限会社 薬志堂	平成 31 年 4 月 30 日
那覇市三原 1 丁目 31 番 21 号		

那覇市告示第 139 号

令和元年 7 月 16 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法(昭和25年法律第144号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく医療機関について、生活保護法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
共創未来 天久薬局		令和元年 5 月 31 日
名称	共創未来 天久薬局 (ひまわり薬局 天久店)	

那覇市告示第 140 号

令和元年 7 月 16 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
ケアプランセンターももほ		平成 31 年 3 月 1 日
①所在地 ②電話番号 ③FAX番号	① 那覇市字安里 51 番地 ② 098-868-1008 ③ 098-868-1025 (①那覇市大道 200 番地バ イ ス ア パ ー ト 201 号) (②098-866-0100) (③098-868-0117)	
茶話本舗 デイサービス小禄		平成 30 年 4 月 1 日
①名称 ②所在地	①茶話本舗 デイサービス小禄 ②那覇市小禄 1 丁目 20-21 (①茶話本舗 デイサービス小禄金城) (②那覇市金城 2 丁目 20-2)	
共創未来 天久薬局		令和元年 5 月 31 日
名称	共創未来 天久薬局 (ひまわり薬局 天久店)	

那覇市告示第 141 号

令和元年 7 月 16 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について

生活保護法(昭和25年法律第144号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく施術機関について、生活保護法第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定施術機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者	施術の種類	指定年月日
施術所名称	施術所所在地	
照屋 サンドラ	はり・きゅう	令和元年5月23日
琉球治療院	那覇市銘苅2丁目11番19号 グローヴィーサイト新都心201	
田中 敦子	柔道整復	令和元年5月23日
おもろまち整骨院 新都心店	那覇市上之屋1丁目18番12号 プラセール上之屋101	
大城 朝典	あん摩・マッサージ	令和元年5月14日
訪問マッサージ OFA療養 サポートセンター 沖縄支店	那覇市字松川299番地町田アパートA-1	

那覇市告示第 142 号

令和元年 7 月 16 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条第 2 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者	施 術 所 名 称	廃止年月日
	施 術 所 所 在 地	
添盛 里奈	おもろまち整骨院 新都心店	平成 31 年 3 月 30 日
	那覇市上之屋 1 丁目 18 番 12 号 プラセール上之屋 101	
田中 敦子	おもろまち整骨院 小禄店	平成 31 年 4 月 1 日
	那覇市田原 1 丁目 3 番 4 号 エレガント TABARU101	
佐古 道子	おなが那覇整骨院	平成 31 年 4 月 30 日
	那覇市字仲井真 297 番地 1	
佐古 道子	おなが小禄整骨院	平成 31 年 4 月 30 日
	那覇市小禄 414-5 1 F	
夏秋 友美	おなが小禄整骨院	平成 31 年 4 月 30 日
	那覇市小禄 414-5 1 F	

那覇市告示第 143 号

令和元年 7 月 16 日

令和元年(2019年)6月那覇市議会定例会で議決された令和元年度那覇市水道事業会計補正予算(第1号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和元年度那覇市水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 元号を改める政令(平成31年政令第143号)の施行に伴い、「平成31年度那覇市水道事業会計予算」の名称を「令和元年度那覇市水道事業会計予算」とし、また、予算における改元日以降の元号による年表示については、「令和」に読み替えるものとする。

令和元年度那覇市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 令和元年度那覇市水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
那覇市上下水道局お客様センター業務委託(平成28年度設定 消費税率引上げ追加分)	令和2年度から令和3年度まで	7,172千円
水道メーター検針業務委託(平成29年度設定 消費税率引上げ追加分)	令和2年度	110千円

公 告

那覇市公告第 176 号

令和元年 7 月 2 日

掲 示 済

制限付一般競争入札（事後審査型）の実施について

次のとおり制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 の規定により公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1. 入札に付する事項

- (1) 件 名： 令和元年度消防設備保守点検業務委託
- (2) 履行期間： 契約の日から令和 2 年 3 月 31 日
- (3) 履行場所： 汚水処理場、エコマール那覇プラザ棟、リサイクル棟
し尿等下水道放流施設
- (4) 概 要： 消防法第 17 条の 3 の 3 に基づく点検
仕様書のとおり
- (5) 最低制限価格： 設けない。

2. 入札参加資格要件： ※入札公告日までに下記の資格を全て満たすこと。

- (1) 過去 2 年間に同規模の国又は地方公共団体の公共施設の点検の実績が 2 件以上あること。
- (2) 那覇市法制契約課に工事業者の消防設備の業種で登録がなされていること。
- (3) 沖縄県消防設備協会会員であること。

3. 入札保証金： 免除（入札参加条件、那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 3 号による）

4. 契約保証金： 免除（那覇市契約規則第 30 条第 1 項第 9 号による）

5. 入札説明会等： 入札説明、現場説明会は行いませんので、入札案内及び仕様書を熟読し不明な点がございましたら、入札案内に従い担当課まで問い合わせ下さい。入札案内及び仕様書、入札書、委任状は那覇市ホームページのクリーン推進課の「お知らせ」よりダウンロードできます。

6. 入札日時： 入札案内に記載されています。

7. 担当課： クリーン推進課 管理グループ 金城

TEL : 098-889-3567 FAX : 098-888-1274

入札について

- (1) 消防設備保守点検業務委託の一般競争入札は入札説明会を開催しないため、本書及び仕様書等を熟知のうえ、本入札に参加ください。
※入札について、質疑等がある場合、下記の期間内に担当課へFAXにて問い合わせください。
問い合わせ先：那覇市環境部クリーン推進課 FAX 098-888-1274
問い合わせ期間：令和元年7月17日(水)9時～令和元年7月24日(水)正午までとします。
回答日：令和元年7月25日(木)17時
- (2) 入札保証金は那覇市契約規則第8条第1項第2号の規定に基づき、免除します。但し、落札者が正当な理由なく契約を締結しないときは、損害賠償金として見積もった契約金額の100分の5を那覇市に納付しなければなりません。
- (3) 契約保証金は那覇市契約規則第30条第1項第9号の規定に基づき、免除します。
- (4) 代理人が入札に参加する場合は、入札前に「委任状」を提出してください。
- (5) 「委任状」には、法人代表者の登録印鑑届出印と代理人の印を押印してください。
- (6) 「入札書」には、「委任状」に押印した代理人の印と同一の印を使用してください。押印のない「入札書」は無効となります。
- (7) 提出した「入札書」の書き換え、引き替え又は撤回することはできません。「入札書」に記載されている金額が誤字、脱字などにより、意志表示が不明瞭なもの、また、「入札書」の日付が入札の年月日と異なる場合も無効となります。
- (8) 入札価格は、消費税を含まない金額を記入してください。
- (9) 縦横の計算間違いは無効となります。
- (10) 落札者の決定は、予定価格の範囲内で最低金額の入札をした者を落札者とします。
- (11) 最低価格で同額の入札者が2人以上あるときは、ただちに当該入札をした者に、くじを引かせて落札者を決めます。
- (12) 1回目の入札で落札しなかった場合は、入札回数を3回まで行いますので、「入札書」は3枚準備してください。
- (13) 「入札心得」は熟読してください。
- (14) 当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

入札開札日時

令和元年7月26日(金)14時15分(14時00分受付開始)

場所：那覇・南風原クリーンセンター管理棟3階 研修室

入 札 心 得

- 1 入札参加者は、仕様書等を熟知のうえ、入札しなければならない。
- 2 入札書、委任状は、所定の書式（入札説明のとき配布）を使用しなければならない。
- 3 代理人が入札に参加するときは、入札前に委任状を提出しなければならない。
委任状のない入札は、無効となる。委任状には、法人代表者の登録印鑑届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用しなければならない。
- 4 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 5 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- 6 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

無 効 の 入 札

- 1 入札に参加する資格を有しない者のした入札。
- 2 委任状を持参しない代理人のした入札。
- 3 入札書の日付が、入札の年、月、日と合わない入札。
- 4 入札書に記名押印（代表者印は登録印鑑届出印、代理人印は認印可）を欠く入札。
- 5 入札書の表記金額を訂正した入札。
- 6 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札。
- 7 明らかに談合によると認められる入札。
- 8 同一の入札について、他の代理人を兼ね、又は、2人以上の代理をした者の入札。
- 9 その他入札に関する条件に違反した入札。

落札者の決定

入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該価格の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、その他の者を落札者とするができる。

同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定

落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、ただちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

入札執行回数は、3回までとする

消防設備等保守点検業務委託仕様書

本仕様書は、消防設備保守点検業務(以下「保守点検業務」という。)委託契約書に定める他、委託基準を定めることを目的とする。

1 目的

消防法に基づく保守点検業務を実施し、消防設備を常に良好な状態に維持し、万一の火災等発生時に備えるとともに、異状の発生を未然に防止することを目的とする。

2 委託期間

契約の日から令和2年3月31日

3 保守点検業務の対象施設及び設備

(1) 那覇市污水处理場(南風原町字安里又原 516 番 2)

1 自動火災報知機設備

(1) 受信機(5回線)1式

(2) 感知器

差動式ｽﾎﾟｯﾄ型 5個・定温式ｽﾎﾟｯﾄ型 4個・煙式ｽﾎﾟｯﾄ型 18個

(3) 発信機 3個

(4) 表示灯 3個

(5) 警報ベル 3個

(6) 常用電源 1組

(7) 予備電源 1組

2 誘導灯設備

(1) 誘導灯 1台

(2) 誘導標識(中型) 1枚

3 消火器具

(1) 粉末加圧消火器 3本

(2) 粉末蓄圧消火器 6本

(3) 二酸化炭素消火器(5型) 2本

4 配線

(1) 配線点検 2式

(2) エコマール那覇プラザ棟(南風原町字新川 641 番地)

1 屋内消火栓設備

(1) 加圧送水装置 1式

(2) 制御操作装置 1面

(3) 起動スイッチ(専用型) 11個

(4) 屋内消火栓 11基

(5) 水源(貯水槽) 1組

(6) 呼水装置 1式

(7) 放水試験 1式

2 自動火災報知機設備

(1) 受信機(14回線) 1式

(2) 感知器

・差動式分布型 5個・差動式ｽﾎﾟｯﾄ型 143個・定温式ｽﾎﾟｯﾄ型 1個・煙式ｽﾎﾟｯﾄ 15個

- (3) 発信機 11個
- (4) 表示灯 11個
- (5) 警報ベル 11個
- (6) 常用電源 1組
- (7) 予備電源 1組

3 誘導灯設備

- (1) 誘導灯(小型・中型) 27台
- (2) 階段通路誘導灯(小型・中型) 5台

4 排煙設備点検 ※消防法に該当する範囲内での点検

- (1) 防火戸 6枚
- (2) 防火シャッター(うち4枚はスクリーン) 22枚
- (3) 煙感知器(光電式) 24枚

5 消火器具

- (1) 粉末加圧消火器 36本

6 配線

- (1) 配線点検 3式

7 非常電源

- (1) 非常電源専用受電設備 1式

(3) エコマール那覇リサイクル棟(南風原町字新川655番地)

1 屋内消火栓設備

- (1) 加圧送水装置 1組
- (2) 制御操作装置 1面
- (3) 起動スイッチ 7個
- (4) 屋内消火栓 7組
- (5) 水源(貯水槽) 1組
- (6) 呼水装置 1組
- (7) 放水試験 1式

2 自動火災報知機設備

- (1) 受信機(20~30回線) 1台
- (2) 感知器
 - ・差動式分布型 15個
 - ・差動式スポット型43個
 - ・定温式スポット型 9個
 - ・煙式スポット型 10個
- (3) 発信機 7個
- (4) 表示灯 7個
- (5) 警報ベル 14個
- (6) 常用電源 1組
- (7) 予備電源 1組

3 誘導灯設備

- (1) 誘導灯(小型・中型) 20台

4 消火器具

- (1) 粉末加圧消火器 12本
- (2) 粉末蓄圧消火器 4本

5 配線

- (1) 配線点検 3式

6 非常電源

- (2) 自家発電設備 1式

(4) 那覇市し尿等下水道放流施設(浦添市伊奈武瀬1丁目5番11号)

1 自動火災報知機設備

(1) 受信機(P型1級 10回線) 1式

(2) 感知器

・差動式分布型 3個 ・差動式スポット型 1個・定温式スポット型 23個 ・煙式スポット 16個

(3) 発信機 3個

(4) 表示灯 3個

(5) 警報ベル 3個

(6) 常用電源 1組

(7) 予備電源 1組

2 誘導灯設備

(1) 誘導灯 8台

3 消火器具

(1) 粉末加圧消火器 6本

(2) 粉末蓄圧消火器 1本

4 配線

(1) 配線点検 2式

4 保守点検業務等の内容

(1) 消防法17条の3の3の規程に基づく点検及び報告

ア 消防法施行規則第31条の6に基づく定期点検(機器点検2回、総合点検1回)

イ 定期点検の結果及び処置の内容について消防法施行規則に定められた様式での委託者への報告並びに消防署への書類提出

ウ 消防用設備等について、法令規則等の基準に該当しないものがある場合は速やかに文書及び口頭で報告すること。

(2) その他の業務

ア 火災時等の対応

消防用設備及び防火設備が火災その他によって作動したとき、又は設備に異常を発見したと委託者から報告を受けたときは、直ちに出向き、適切な処置をとるものとする。

イ 消防訓練への協力

年1回実施する消防総合訓練で使用する消防用設備の事前整備及び訓練でを使用した消防用設備の復旧業務。

ウ 誘導灯類のランプ 取替

5 協定

設備の保守点検実施につき、次の事項を協定する。

(1) 受託者は機能保守のため、消防法第17条の3の3の規定による同法施行規則第31条の6並びに消防庁告示第3号に基づき保守点検を行い、以って甲の防火管理者の行う保守点検業務を補佐する。

(2) 前記作業の結果あるいは処置の内容を所定の様式を以って委託者に報告し、委託者はこれを確認の上、点検結果報告書に押印する。

(3) 委託者は常に、この設備が正規の状態にあることに留意し、万一火災その他にて作動したとき、又は委託者が故障を発見したとき、あるいは委託者がこの設備に影響を及ぼすおそれのある模様替え等の工事を行うときは速やかに受託者に通知し、両者協力して、設備の保全に努めなければならない。

(4) この作業の結果、故障や不備な点を発見したとき、受託者はこれを委託者に報告し、両者協議の上最善の措置をとること。

- (5) 保守点検に要する材料は受託者の負担とする。
- (6) 次の場合に要する費用は委託者の負担とする。
 - ア 委託者の都合による工事又は模様替え等のため設備の移転あるいは改修を要する場合。
 - イ 設備の破損若しくは老朽化により機器の取替えの必要が生じ、これを委託者が認めた場合。
 - ウ 天変地異及び委託者の責任により設備に障害を生じた場合。

6 その他

- (1) 受託者は、委託期間開始後速やかに緊急時の連絡体制が一覧できる書類を提出すること。
- (2) 受託者は、点検にあたる者が点検項目について点検する資格がある旨が証明できるものを事前に提出すること。
- (3) この仕様書に定めのない事項について定める必要が生じたときは、協議の上定める。ただし、軽微な事項については委託者の要望に従うこと。

回目

入 札 書

1 件 名 令和元年度消防設備保守点検業務委託

2 入 札 金 額

拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

上記のとおり入札いたします。

令和元年 月 日

那覇市長 城間幹子様

住 所

商 号

氏 名

印

代理人

印

(注)1 金額の記載は、アラビア数字を用い、その頭部に「円」を記入してください。

2 入札金額は、契約希望金額の消費税相当額を含めない金額を記載してください。

委 任 状

令和元年 月 日

那 覇 市 長 様

(委任者 — 法人の代表者)

住 所

商 号

代表者名

印

下記の者を代理人として、次の入札に関する一切の権限を委任します。

記

件 名 令和元年度消防設備保守点検業務委託

(受任者—代理人となる者)

住 所

氏 名

印

那覇市公告第 183 号
令和元年 7 月 4 日
掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年 6月21日

那覇市長 宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	まちなみ整備課 電話098-951-3251 内) 2366			
個人情報管理責任者	まちなみ整備課長			
業務の名称	那覇市住生活基本計画改定業務			
業務の目的	住生活基本法の基本理念にのっとり、市民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する住宅政策全般の計画として策定された「那覇市住生活基本計画」の見直しを行い、昨今の社会情勢の変化に対応した、より最適で実効性のある計画として改定を行う。			
個人情報の対象者	那覇市に居住する満18歳以上の男女 2600人(無作為抽出)			
業務の開始年月日	令和元年 8月 1日以降			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項		制限的取扱事項	
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	
	<input type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻離婚 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 公租公課 <input type="checkbox"/> 経済取引 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> その他()	思想・信条等 <input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> 主義主張 <input type="checkbox"/> 趣味嗜好 <input type="checkbox"/> 犯歴等 <input type="checkbox"/> その他() 上記事項を取扱う理由
		心身	その他	
		<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい程度 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
個人情報の収集方法	<input type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・ 審議会)			
個人情報の収集時期	<input type="checkbox"/> 定期(月～ 月) <input checked="" type="checkbox"/> 随時(情報政策課での無作為抽出作業後、概ね8月中を想定している。)			
本人への通知方法	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 告示 <input checked="" type="checkbox"/> 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第4号に該当)			
個人情報の記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input checked="" type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他()			
備考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年6月17日

那覇市長 様

那覇市消防局長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	消防局総務課	電話 867-0119 (内671-1310)		
個人情報管理責任者	消防局総務課長			
業務の名称	採用時関係書類、給与支払報告書、法定調書作成			
業務の目的	税務署および各市町村への提出のため			
個人情報の対象者	臨時非常勤職員、新採用消防職員			
業務の開始年月日	平成3年8月30日			
個人情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項		制限的取扱事項	
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	<input checked="" type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 本籍 <input checked="" type="checkbox"/> 続柄 <input checked="" type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻離婚 <input type="checkbox"/> その他()	<input checked="" type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 地位 <input checked="" type="checkbox"/> 学歴 <input checked="" type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> その他()	<input checked="" type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 公租公課 <input type="checkbox"/> 経済取引 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> 主義主張 <input type="checkbox"/> 趣味嗜好 <input type="checkbox"/> 犯歴等 <input type="checkbox"/> その他()
		心身	その他	上記事項を取扱う理由
	<input checked="" type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい程度 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
個人情報の収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	<input type="checkbox"/> 定期(月～ 月) <input checked="" type="checkbox"/> 随時(採用時、申請提出時)			
本人への通知方法	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他()			
備考	届出が必要という制度についての認識をしておらず事後届出になりました。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年6月27日

那覇市長 宛

那覇市教育委員会
教育長 田端 一正

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	生涯学習部 生涯学習課 電話 917-3502			
個人情報管理責任者	生涯学習課長			
業務の名称	那覇市真和志南地区生き生き人材育成支援施設 (仮称)の愛称募集業務			
業務の目的	本施設が、多くの人に親しまれ広く活用していただくものとするため、施設の愛称を募集する。			
個人情報の対象者	本事業に応募する者			
業務の開始年月日	令和元年7月1日			
個人情報 記録の 内容	一般的取扱事項		制限的取扱事項	
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	
	<input type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻離婚 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 公租公課 <input type="checkbox"/> 経済取引 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> 主義主張 <input type="checkbox"/> 趣味嗜好 <input type="checkbox"/> 犯歴等 <input type="checkbox"/> その他 () 上記事項を取扱う理由
		心身	その他	
		<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい程度 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
個人情報の収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	<input checked="" type="checkbox"/> 定期(令和元年7月1日～8月15日) <input type="checkbox"/> 随時()			
本人への通知方法	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input checked="" type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他()			
備考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年6月27日

那覇市長 宛

那覇市教育委員会
教育長 田端 一正

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	生涯学習部 生涯学習課 電話 917-3502		
個人情報管理責任者	生涯学習課長		
業務の名称	那覇市真和志南地区活き活き人材育成支援施設(仮称)の基本構想策定、設計・建設工事、管理運営等に関する業務		
業務の目的	本施設の基本構想策定に関する勉強会への参加者やパブリックコメントへの応募者、設計・建設工事に関する勉強会や説明会、管理運営等に関する勉強会や説明会への参加者を確認するため。		
個人情報の対象者	本事業に関心がある者		
業務の開始年月日	平成26年10月1日		
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項		制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動
	<input type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻離婚 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 公租公課 <input type="checkbox"/> 経済取引 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> その他()
		心身	その他
		<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい程度 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
個人情報の収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)		
個人情報の収集時期	<input type="checkbox"/> 定期(月～ 月) <input checked="" type="checkbox"/> 随時(勉強会及び説明会等開催時)		
本人への通知方法	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)		
個人情報の記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input checked="" type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他()		
備考	届出が必要という制度についての認識をしておらず事後届出になった。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年6月27日

那覇市長 宛

那覇市教育委員会
教育長 田端 一正

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	生涯学習部 生涯学習課 電話 917-3502		
個人情報管理責任者	生涯学習課長		
業務の名称	那覇市真和志南地区活き活き人材育成支援施設(仮称)の不動産取得業務		
業務の目的	本施設建設に伴う不動産取得及びこれに伴う損失補償を行うため。		
個人情報の対象者	本施設・建設予定地の権利関係者		
業務の開始年月日	平成26年5月1日		
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項		制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動
	<input type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻離婚 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 公租公課 <input type="checkbox"/> 経済取引 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> その他()
		心身	その他
		<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい程度 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
個人情報の収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外(本人同意 法令等 公知性・緊急性・審議会)		
個人情報の収集時期	<input type="checkbox"/> 定期(月～ 月) <input checked="" type="checkbox"/> 随時(権利関係確認時及び契約時)		
本人への通知方法	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 告示 <input checked="" type="checkbox"/> 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第2号に該当)		
個人情報の記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input checked="" type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他()		
備考	届出が必要という制度についての認識をしておらず事後届出になった。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年6月21日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	市民文化部 文化振興課 電話 917-5082			
個人情報管理責任者	文化振興課長			
業務の名称	那覇市新文化芸術発信拠点施設の名称募集業務			
業務の目的	本施設が多くの人に愛され、親しみをもってもらえるよう、施設の名称を募集する。			
個人情報の対象者	本事業に応募する者			
業務の開始年月日	令和元年6月3日			
個人情報 記録の 内容	一般的取扱事項		制限的取扱事項	
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	
	<input type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻離婚 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 公租公課 <input type="checkbox"/> 経済取引 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> 主義主張 <input type="checkbox"/> 趣味嗜好 <input type="checkbox"/> 犯歴等 <input type="checkbox"/> その他 () 上記事項を取扱う理由
		心身	その他	
		<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい程度 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
個人情報の収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	<input checked="" type="checkbox"/> 定期(令和元年6月3日～6月27日) <input type="checkbox"/> 随時()			
本人への通知方法	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input checked="" type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他()			
備考	業務開始日は令和元年6月3日であったが、個人情報業務届出書の提出について、失念していたため、本日の提出となった。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

那霸市公告第 184 号
令和元年 7 月 4 日
掲 示 済

保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について

那霸市個人情報保護条例第 9 条第 4 項及び那霸市個人情報保護条例施行規則第 8 条の 2 第 2 項で準用する同規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、保有個人情報目的外利用・提供届出書を別紙のとおり公表する。

那霸市長 城 間 幹 子

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・**提供**)届出書

令和元年6月24日

那覇市長 宛

那覇市長 地域保健課

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	地域保健課	目的外利用部課 又は提供先	沖縄県保健医療部 地域保健課
業 務 の 名 称	妊婦健診・乳幼児健診等データ利活用による妊産婦・乳幼児支援体制整備推進事業		
利 用 の 区 分	<input type="checkbox"/> 目的外利用 <input checked="" type="checkbox"/> 提供		
目的外利用又は提供をする年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和 元年 6 月 12 日 <input type="checkbox"/> 随 時()		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内容	①平成30年度分母子健康手帳交付台帳データ：母子健康手帳番号、交付年月日、年齢、妊娠週数（氏名、住所、電話番号を省く） ②平成30年度分妊婦健康診査データ（氏名、住所、電話番号を省く） ③平成30年度分乳幼児健康診査データ（氏名、住所、電話番号を省く）		
目的外利用又は提供をする根拠条項	<input checked="" type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第 5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会承認類型事項5) <input type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 <input type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条の3に該当 (番号法第19条第 号に該当)		
目的外利用又は提供をする理由	県内市町村の母子健康手帳交付台帳データ、妊婦健診データ、乳幼児健診データを連結することで得られた情報で妊婦健診事業や乳幼児健診事業の効果や課題の分析を行い、母子保健施策の推進を図る		
届 出 担 当 部 課	健康部 地域保健課	電話	853-7962

第10号様式(第23条関係)

保有個人情報(目的外利用)・提供)届出書

令和元年 6 月 6 日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	健康部地域保健課	目的外利用部課 又は提供先	健康部特定健診課
業 務 の 名 称	特定健診の受診対象者決定		
利 用 の 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用 <input type="checkbox"/> 提供		
目的外利用又は提供をする年月日	<input type="checkbox"/> 年 月 日 <input checked="" type="checkbox"/> 随 時(令和元年4月以降)		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内容	親子健康手帳交付申請に基づく個人データ ①宛名コード ②氏名 ③住所 ④生年月日 ⑤申請年月日		
目的外利用又は提供をする根拠条項	<input checked="" type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第 5 号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (個人情報の目的外利用又は外部提供を行うことができる類型事項 1) <input type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 <input type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条の3に該当 (番号法第19条第 号に該当)		
目的外利用又は提供をする理由	特定健診受診対象者を決定する際、特定健診実施対象外となる妊産婦を特定するため。 (根拠法令 ・特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第1条第1項 ・厚生労働省告示第二百二十三号)		
届出担当部課	健康部特定健診課 電話862-0564		

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 9 号
令和元年 6 月 28 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第 4 号に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号	第 286 号
指定工事店名	株式会社向上
営業所所在地	沖縄県中頭郡北谷町字吉原 735 番地 3
代表者氏名	奥田 武
有効期間	自 平成 27 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 3 月 31 日
異動年月日	令和元年 6 月 24 日
異動事由	商号の変更

那覇市上下水道局告示第 10 号
令和元年 6 月 28 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第 4 号に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

指定(登録)番号	第 458 号
指定工事店名	有限会社与儀工業
営業所所在地	沖縄県豊見城市字饒波 107 番地 2
代表者氏名	与儀 偉玄
有効期間	自 平成 30 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日
異動年月日	令和元年 6 月 24 日
異動事由	代表者の変更

那覇市上下水道局告示第 11 号
令和元年 6 月 28 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第 4 号に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

指定(登録)番号	第 473 号
指定工事店名	有限会社長嶺工業
営業所所在地	沖縄県糸満市西崎一丁目 22 番 5 ディライト
代表者氏名	長嶺 恵江
有効期間	自 平成 27 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 3 月 31 日
異動年月日	令和元年 6 月 26 日
異動事由	営業所所在地の変更

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第 6 号

令 和 元 年 6 月 2 5 日

公 布 済

那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

那 覇 市 教 育 委 員 会

教 育 長 田 端 一 正

那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例(平成31年那覇市条例第6号)付則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和元年7月1日とする。

監査委員公表

那 監 公 表 第 3 号

令和元年 7 月 16 日

那覇市監査委員	久 場 健 護
同	宮 里 善 博
同	宮 城 哲
同	古 堅 茂 治

令和元年度財政援助団体等監査の結果について (公表)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 7 項に基づき実施した令和元年度財政援助団体等監査の結果を、同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年度財政援助団体等監査結果報告書

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項前段の規定に基づく財政援助団体等監査

第 2 監査の対象

1 対象補助金及び交付先団体

補助金名	団体名	所管部署
那覇市観光振興事業費補助金 (観光協会運営補助金) (観光協会事業補助金)	一般社団法人那覇市観光協会	経済観光部 観光課
那覇市女性防火クラブ補助金	那覇市女性防火クラブ	消防局 予防課
那覇市文化協会育成事業補助金	那覇市文化協会	市民文化部 文化振興課

2 対象年度

原則として、平成30年度を対象とする。

第 3 監査の期間

平成31年 4 月 8 日から令和元年 6 月 27 日まで

第 4 監査の着眼点

監査の着眼点は、全国都市監査委員会が定めた旧都市監査基準準則第 22 条別項「第 5 財政援助団体等監査の着眼点」のうち、1 財政援助団体監査に準じ、主として以下の事項とする。

1 所管部署関係

- (1) 補助金の決定は法令等に適合しているか。
- (2) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。
- (3) 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (4) 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

2 団体関係

- (1) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部署へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書は符合するか。
- (2) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- (3) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (4) 補助金に係る収支の会計経理は適正か。

第 5 監査の主な実施手続

- 1 所管部署及び交付先団体に関係書類を求める。
- 2 書類審査及び事務局職員による予備監査を行う。
- 3 監査委員による監査を行う。
- 4 指摘事項等についての弁明、見解等の機会を付与する。

第 6 監査の実施場所及び主な日程**1 実施場所**

所管部署、交付先団体及び監査会議室（本庁舎12階）

2 主な日程

- (1) 実施通知日：4月8日（月）
- (2) 実施説明会：4月12日（金）
- (3) 予備監査：5月15日（水）～17日（金）
- (4) 監査委員監査：6月4日（火）、6日（木）
- (5) 弁明、見解等の聴取：6月25日（火）（申し出なく実施なし）

第 7 事業概要等及び監査結果**1 那覇市観光振興事業費補助金（観光協会運営補助金、観光協会事業補助金）****(1) 交付先団体の概要等****ア 交付先団体の概要**

交付先団体名	一般社団法人那覇市観光協会
代 表 者	会長 佐久本 武
設 立 年 月 日	昭和 31 年 10 月 5 日 (平成 25 年 4 月 1 日一般社団法人に移行)
設 立 目 的	那覇市およびその周辺地域の観光事業の振興を図り、地域文化の向上及び経済の発展向上に寄与し、併せて公益に資することを目的とする。

<p>事 業 概 要</p>	<p>(1) 那覇市及びその周辺の観光事業の保護、開発及び利用の促進 (2) 観光関係従業員の指導育成に関すること。 (3) 観光観念の普及 (4) 観光客の誘致並びにその接遇改善 (5) 観光の宣伝並びに講演会及び展覧会の開催 (6) 観光催物の企画及びその実施 (7) 観光に関する出版物の刊行及び育成指導 (8) 特産品、土産物等の宣伝及び育成指導 (9) 観光事業関係機関並びに団体の連絡調整 (10) 観光事業の調査研究 (11) 旅行業法に基づく旅行業 (12) その他この法人の目的達成に必要な事項</p>																																										
<p>団 体 の 組 織 (平成31年3月31日現在)</p>	<table border="0"> <tr> <td>○理事会</td> <td>19 人</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 会長</td> <td></td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td> 副会長</td> <td></td> <td>2 人</td> </tr> <tr> <td> 常務理事</td> <td></td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td> 理事</td> <td></td> <td>15 人</td> </tr> <tr> <td>○監事</td> <td>2 人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○事務局</td> <td>42 人</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 事務局長(契約職員)</td> <td></td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td> 参事兼総務課長</td> <td></td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td> 次長兼事業課長</td> <td></td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td> マネージャー</td> <td></td> <td>2 人</td> </tr> <tr> <td> 主事</td> <td></td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td> 契約職員</td> <td></td> <td>25 人</td> </tr> <tr> <td> パートタイマー</td> <td></td> <td>11 人</td> </tr> </table>	○理事会	19 人		会長		1 人	副会長		2 人	常務理事		1 人	理事		15 人	○監事	2 人		○事務局	42 人		事務局長(契約職員)		1 人	参事兼総務課長		1 人	次長兼事業課長		1 人	マネージャー		2 人	主事		1 人	契約職員		25 人	パートタイマー		11 人
○理事会	19 人																																										
会長		1 人																																									
副会長		2 人																																									
常務理事		1 人																																									
理事		15 人																																									
○監事	2 人																																										
○事務局	42 人																																										
事務局長(契約職員)		1 人																																									
参事兼総務課長		1 人																																									
次長兼事業課長		1 人																																									
マネージャー		2 人																																									
主事		1 人																																									
契約職員		25 人																																									
パートタイマー		11 人																																									

イ 会員の推移

単位：社

年 度 (各年度末数)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
正会員数	431	388	372	371	374
賛助会員数	35	30	33	42	50
計	466	418	405	413	424

(2) 那覇市観光協会運営補助金

ア 事業概要

補助金交付先	一般社団法人那覇市観光協会
所 管 部 署	経済観光部 観光課
補助の目的	平成 27 年度に策定した「那覇市観光基本計画」において、民間主導となるべき取組におけるコーディネイト役としての役割が与えられている観光協会がその役割を果たせるよう、組織力強化を図る。
期待される効果	那覇市観光基本計画の目標値（令和 6 年度）である「観光収入 4,500 億円」「観光客一人あたり市内消費額 9 万円」「延べ市内宿泊客数 1,300 万人泊」の達成への寄与
補助根拠	那覇市補助金等交付規則 那覇市観光振興事業費補助金交付要綱 観光協会運営補助金交付要領
補助対象事業の内容	一般社団法人那覇市観光協会の組織運営を支援する。
補助対象経費	契約職員（事務局長）及びプロパー職員（観光協会給与規程の定めに従う職員）に係る人件費
補助率	補助対象経費の 10 分の 9 以内
平成 30 年度補助金交付確定額	3,300 万円

イ 収支状況

単位：円

	科 目	予算額	執行済額	予算残額
収 入	受取補助金 (観光協会運営補助金)	33,000,000	33,000,000	0
	自主財源	5,418,289	4,831,468	586,821
	計	38,418,289	37,831,468	586,821
支 出	給料手当、諸手当	32,900,800	31,389,474	1,511,326
	法定福利費（社会保険）	4,849,390	5,787,495	△938,105
	雇用保険料	197,401	188,337	9,064
	労災保険	98,698	94,162	4,536
	中退金掛金	372,000	372,000	0
	計	38,418,289	37,831,468	586,821

ウ 監査の結果

監査した結果、予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等については、おおむね適正に執行されていると認められた。ただし、以下に述べるとおり、一部に改善を要する事項があり、これらについては、速やかに必要な措置を講じ、今後の適正な事務の執行に努められたい。

エ 指摘事項等

財政援助団体監査に対する指摘事項等は、次のとおりである。

なお、指摘事項等は、次の区分によるものとする。

*指摘事項

重大な違法、不当及び不正の状況を指摘すること。

*是正事項

改善を要する悪い状況を改め正すこと。

*注意事項

好ましくない状況があるので、気をつけるよう申し述べること。

*要望事項

予算執行の効果及び事業成績の見地から事態の向上を求め望むこと。

(7) 一般社団法人那覇市観光協会に対する指摘事項等

一般社団法人那覇市観光協会の会員の拡大について (要望事項)

一般社団法人那覇市観光協会 (以下「観光協会」という。) は、那覇市およびその周辺地域の観光事業の振興を図り、地域文化の向上及び経済の発展向上に寄与し、併せて公益に資することを目的としている。観光協会は、例年事業計画のなかで会員拡大と組織の強化を掲げており、会員の新規獲得に取り組んでいる。会員の納める会費収入は、平成30年度が1,472万8,500円で平成29年度に比べ36万4,500円 (2.5%) 増加しているものの、平成30年度末の会員数は、目標の450社を下回る424社となっており、過去5年間の会員数は、ほぼ横ばいとなっている。しかし、観光協会の事業実施に要する自主財源を安定的に確保するためには会員の拡大が不可欠である。

会員の拡大を図るため、引き続き広く勧誘活動を行うとともに現会員の口数増加への働きかけや新規会員獲得のための新たな取組を行うなどに努められたい。

(3) 那覇市観光協会事業補助金

ア 事業概要

補助金交付先	一般社団法人那覇市観光協会
所 管 部 署	経済観光部 観光課
補助の目的	<p>①誘客宣伝活動 観光に係る誘客宣伝について、協会に一任しているため所要の支援を実施する。</p> <p>②インターネット 本市の観光情報を発信する協会のサイト「NAHANAVI」の維持管理等に係る経費について、バナー広告等の収入ではなお不足する部分について、所要の支援を実施する。</p> <p>③読売巨人軍那覇協力会関連及びキャンプ誘致活動 読売巨人軍那覇協力会関連及びキャンプ誘致活動に要する経費について支援を行う。</p>
期待される効果	那覇市観光基本計画の目標値(令和6年度)である「観光収入4,500億円」「観光客一人あたり市内消費額9万円」「延べ市内宿泊客数1,300万人泊」の達成への寄与
補助根拠	那覇市補助金等交付規則 那覇市観光振興事業費補助金交付要綱 観光協会事業補助金交付要領
補助対象事業の内容	一般社団法人那覇市観光協会の実施する「誘客宣伝活動」、「インターネット」、「読売巨人軍那覇協力会関連及びキャンプ誘致活動」を支援する。
補助対象経費	観光協会事業補助金交付要領別表(第4条関係)に定められた次の経費 報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、その他必要な経費で市長が認めるもの。
補助率	<p>①誘客宣伝活動：補助対象経費の10分の9以内</p> <p>②インターネット：補助対象経費の10分の9以内</p> <p>③読売巨人軍那覇協力会関連及びキャンプ誘致活動：補助対象経費の10分の10以内</p>
平成30年度補助金交付確定額	252万6,000円

イ 収支状況

単位：円

	科 目	予算額	執行済額	予算残額
収 入	受取補助金 (観光協会事業補助金)	2,633,000	2,526,000	107,000
	(誘客宣伝活動)	(1,358,000)	(1,272,000)	(86,000)
	(インターネット)	(275,000)	(267,000)	(8,000)
	(読売巨人軍那覇協力会関連 及びキャンプ誘致活動)	(1,000,000)	(987,000)	(13,000)
	自主財源	305,000	171,934	133,066
	計	2,938,000	2,697,934	240,066
支 出	誘客宣伝活動	1,610,000	1,413,362	196,638
	インターネット	328,000	296,892	31,108
	読売巨人軍那覇協力会関連及 びキャンプ誘致活動	1,000,000	987,680	12,320
	計	2,938,000	2,697,934	240,066

※受取補助金の予算残額 10 万 7,000 円については、市に返納済み

ウ 監査の結果

監査した結果、予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等については、おおむね適正に執行されていると認められた。

(参考)

一般社団法人那覇市観光協会 正味財産増減計算書

(平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日 (決算) まで)

事業全体

単位：円

	科 目	平成 30 年度	平成 29 年度	増減
収 入	特定資産運用益	4,691	5,566	△875
	受取会費	14,728,500	14,364,000	364,500
	事業収益	88,151,624	90,524,266	△2,372,642
	受取補助金等	81,542,376	78,001,450	3,540,926
	事業受託収益	74,188,965	80,135,325	△5,946,360
	受取寄附金	1,056,000	1,228,000	△172,000
	雑収益	860,775	410,744	450,031
	経常収益計	260,532,931	264,669,351	△4,136,420
支 出	事業費	210,269,509	223,024,706	△12,755,197
	管理費	48,451,697	40,134,078	8,317,619
	経常費用計	258,721,206	263,158,784	△4,437,578

当期経常増減額	1,811,725	1,510,567	301,158
税引前当期一般正味財産増減額	1,811,725	1,510,567	301,158
法人税、住民税及び事業税	70,000	70,000	0
当期一般正味財産増減額	1,741,725	1,440,567	301,158
一般正味財産期首残高	14,417,128	12,976,561	1,440,567
一般正味財産期末残高	16,158,853	14,417,128	1,741,725
正味財産期末残高	16,158,853	14,417,128	1,741,725

2 那覇市女性防火クラブ補助金（那覇市女性防火クラブ育成補助金、那覇市女性防火クラブ結成 30 周年記念式典軽費）

(1) 交付先団体の概要等

ア 交付先団体の概要

交付先団体名	那覇市女性防火クラブ
代 表 者	会長 池城 恵子
設 立 年 月 日	昭和 63 年 8 月 19 日
設 立 目 的	家庭からの火災の発生を防止するため、火災予防知識を習得するとともに、地域における連帯意識を強め、防火思想の高揚を図り、もって安全で快適な生活環境を築くことを目的とする。
事 業 概 要	(1)火災予防の知識、技術の習得に関すること。 (2)家庭及び地域における防火思想の普及と高揚に関すること。 (3)映画、スライド等による視覚教育に関すること。 (4)火災予防を通じて、地域の親睦と連帯意識の高揚に関すること。 (5)救急の応急処置に関すること。 (6)その他、家庭及び地域の火災予防上必要な事項に関すること。
団 体 の 組 織 (平成31年3月 31日現在)	会長 1人 副会長 2人 会計 1人 監事 2人

イ 支部数・支部会員数の推移

年 度 (各年度末数)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
支部数	17 支部	17 支部	17 支部	17 支部 (うち休止3)	17 支部 (うち休止3)
支部会員数	429 人	424 人	549 人	413 人	386 人

(2) 那覇市女性防火クラブ補助金

ア 事業概要

補助金交付先	那覇市女性防火クラブ
所 管 部 署	消防局 予防課
補助の目的	地域社会に根付いた女性防火クラブの防火・防災啓発活動を通して、住民の自主防災の目的を達成するために必要な諸活動及び組織強化のため運営資金の支援を行う。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時において行政機能が喪失した場合に、地域支援の遅れが発生すると考えられる。その際に、女性防火クラブ員による炊き出し、救護支援が期待される。 ・平常時においては、「自分達の地域は自分達で守る」という住民相互の「共助」精神を啓発し防災活動を通して、地域コミュニティの連携意識が強化され、災害以外に犯罪防止など住民パワーを活かした安全・安心な街づくりが期待される。
補助根拠	那覇市補助金等交付規則 那覇市女性防火クラブ補助金交付要綱
補助対象事業の内容	那覇市女性防火クラブの運営を支援する。 加えて平成30年度は、結成30周年記念式典経費を支援する。
補助対象経費	女性防火クラブの運営、活動等に係る経費 女性防火クラブ育成補助金に係る経費以外のもので、臨時的な催し、大会等に係る経費
補助率	—
平成30年度補助金交付確定額	58万5,167円 (那覇市女性防火クラブ育成補助金) 85万8,215円 (那覇市女性防火クラブ結成30周年記念式典経費)

イ 収支状況

(ア) 那覇市女性防火クラブ育成補助金

単位：円

	科 目	予算額	執行済額	予算残額
収 入	受取補助金	587,000	585,167	1,833
	計	587,000	585,167	1,833
支 出	会議費	5,000	40,839	△35,839
	活動費	548,000	491,182	56,818
	研修費	15,000	13,848	1,152
	備品費	4,000	24,624	△20,624
	通信費	15,000	14,674	326
	旅 費	0	0	0
	計	587,000	585,167	1,833

※受取補助金の予算残額 1,833 円については、市に返納済み

(イ) 那覇市女性防火クラブ結成 30 周年記念式典経費

単位：円

	科 目	予算額	執行済額	予算残額
収 入	受取補助金	893,000	858,215	34,785
	計	893,000	858,215	34,785
支 出	会場費	194,000	193,320	680
	食糧費	343,000	364,370	△21,370
	消耗品費	100,000	138,599	△38,599
	印刷製本費	197,000	113,832	83,168
	通信費	9,000	8,350	650
	報償費	50,000	39,744	10,256
	計	893,000	858,215	34,785

※受取補助金の予算残額 34,785 円については、市に返納済み

ウ 監査の結果

監査した結果、予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等については、おおむね適正に執行されていると認められた。ただし、以下に述べるとおり、一部に改善を要する事項があり、これらについては、速やかに必要な措置を講じ、今後の適正な事務の執行に努められたい。

エ 指摘事項等

財政援助団体監査に対する指摘事項等は、次のとおりである。

なお、指摘事項等は、次の区分によるものとする。

* 指摘事項

重大な違法、不当及び不正の状況を指摘すること。

*是正事項

改善を要する悪い状況を改め直すこと。

*注意事項

好ましくない状況があるので、気をつけるよう申し述べること。

*要望事項

予算執行の効果及び事業成績の見地から事態の向上を求め望むこと。

(ア) 消防局予防課に対する指摘事項等

食糧費に係る補助金の使途について(注意事項)

那覇市女性防火クラブ結成 30 周年記念式典経費において、全体の支出に対する食糧費 (364,370 円) の割合が約 42% 占めている。那覇市の補助金に関するガイドライン(第 2 版) (以下「ガイドライン」という。)によれば、客観的に公益上必要性が高いと言えない飲食費は原則として補助対象外経費とする旨規定している。

今後、食糧費に係る補助金の使途については、ガイドラインの趣旨に沿って、内容を精査、検証し、客観的な公益上の必要性を慎重に検討されたい。

(イ) 那覇市女性防火クラブに対する指摘事項等

那覇市女性防火クラブの会員の拡大について(要望事項)

那覇市女性防火クラブ (以下「防火クラブ」という。)は、家庭からの火災の発生を防止するため、火災予防知識を習得するとともに、地域における連帯意識を強め、防火思想の高揚を図り、もって安全で快適な生活環境を築くことを目的に活動しており、その役割は大きい。しかし、ボランティアで構成された会員の高齢化が進み、会員確保に課題を抱えている。そのような中、防火クラブの認知度を高めるために様々な取組を図っているが、会員の拡大に至っていない。

那覇市女性防火クラブ規約 (昭和 63 年 8 月 19 日施行) 第 3 条に規定する防火クラブの目的からすると、会員の拡大は必要と考える。今後は、現在の取組に加え、子供や女性を対象にした全市的な普及啓発活動、自主防災組織との連携等も検討し、会員の拡大に努められたい。

3 那覇市文化協会育成事業補助金

(1) 交付先団体の概要等

ア 交付先団体の概要

交付先団体名	那覇市文化協会
代 表 者	会長 西原 篤一
設 立 年 月 日	平成 4 年 4 月 28 日

設 立 目 的	那覇市民が脈々と育んできた豊かな文化の諸活動を大きく開花させ、那覇市が提唱する「文化都市なは」の建設に寄与するとともに、会員の英知と活力を結集して、市民文化の一層の振興を図ることを目的とする。														
事 業 概 要	(1) 各種文化活動の推進に関する事。 (2) 文化事業の開発、推進に関する事。 (3) 会員相互の連携に関する事。 (4) 国内外の文化団体等との交流に関する事。 (5) 文化施設の整備促進及び文化的環境整備促進に関する事。 (6) 会報の発刊に関する事。 (7) 那覇市の文化振興事業への協力に関する事。 (8) その他目的達成に関する事。														
団 体 の 組 織 (平成 31 年 3 月 31 日現在)	<table> <tr><td>会長</td><td>1 人</td></tr> <tr><td>副会長</td><td>3 人</td></tr> <tr><td>理事</td><td>23 人</td></tr> <tr><td>部会長</td><td>28 人</td></tr> <tr><td>監事</td><td>2 人</td></tr> <tr><td>事務局長</td><td>1 人</td></tr> <tr><td>事務局職員</td><td>1 人</td></tr> </table>	会長	1 人	副会長	3 人	理事	23 人	部会長	28 人	監事	2 人	事務局長	1 人	事務局職員	1 人
会長	1 人														
副会長	3 人														
理事	23 人														
部会長	28 人														
監事	2 人														
事務局長	1 人														
事務局職員	1 人														

イ 部会・個人会員の推移

年 度 (各年度末数)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
部会数	30 部会	29 部会	29 部会	29 部会	28 部会
個人会員数	2,632 人	2,504 人	2,357 人	2,336 人	2,093 人

(2) 那覇市文化協会育成事業補助金

ア 事業概要

補助金交付先	那覇市文化協会
所 管 部 署	市民文化部 文化振興課
補助の目的	那覇市文化協会への事業・運営等及びあけもどろ総合文化祭開催に要する経費として補助している。
期待される 効 果	設立以来、当協会は地域と密着した文化活動や文化を通じた交流事業など積極的に展開し、市民文化の振興の一翼をになっており、本市の文化行政の推進に期待できる。

補助根拠	那覇市補助金等交付規則 那覇市文化協会育成事業補助金交付要綱
補助対象事業の内容	那覇市文化協会の運営等に要する経費
補助対象経費	那覇市文化協会の運営等に要する経費
補助率	—
平成 30 年度 補助金交付 確定額	180 万円

イ 収支状況

単位：円

	科 目	予算額	執行済額	予算残額
収 入	個人会費	2,500,000	2,089,000	411,000
	賛助会費	500,000	520,000	△20,000
	自主事業	1,850,000	1,721,500	128,500
	事業積立基金より繰入	1,150,000	1,150,000	0
	那覇市補助金	1,800,000	1,800,000	0
	寄付金	1,000	30,000	△29,000
	雑収入	100,000	28,861	71,139
	繰越金	23,285	23,285	0
	計	7,924,285	7,362,646	561,639
支 出	会議費	397,000	365,908	31,092
	運営費	5,044,104	5,182,667	△138,563
	自主事業費	1,750,000	1,787,019	△37,019
	予備費	23,181	0	23,181
	積立基金	710,000	0	710,000
計	7,924,285	7,335,594	588,691	
次年度へ繰越		0	27,052	△27,052
合 計		7,924,285	7,362,646	561,639

ウ 監査の結果

監査した結果、予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等については、おおむね適正に執行されていると認められた。ただし、以下に述べるとおり、一部に改善を要する事項があり、これらについては、速やかに必要な措置を講じ、今後の適正な事務の執行に努められたい。

エ 指摘事項等

財政援助団体監査に対する指摘事項等は、次のとおりである。

なお、指摘事項等は、次の区分によるものとする。

*指摘事項

重大な違法、不当及び不正の状況を指摘すること。

*是正事項

改善を要する悪い状況を改め正すこと。

*注意事項

好ましくない状況があるので、気をつけるよう申し述べること。

*要望事項

予算執行の効果及び事業成績の見地から事態の向上を求め望むこと。

(ア) 文化振興課に対する指摘事項等

事務局職員の給与基準の整備指導について(注意事項)

那覇市文化協会への育成事業補助金については、主に人件費に補助金が充てられている。しかし、事務局職員の給与については、那覇市文化協会事務局就業規則（平成6年11月1日施行）第21条において「職員の給与については、その採用の都度、会長が決定する。」と規定しているが、具体的な給与基準がない。補助金の妥当性を確認するうえで、当該団体の就業規則等による具体的な給与基準を明確にする必要がある。

については、所管部署が補助事業を執行するにあたり、当該団体の具体的な給与基準の整備について指導されたい。

(イ) 那覇市文化協会に対する指摘事項等

事務局職員の給与基準の整備について(要望事項)

事務局職員の給与については、那覇市文化協会事務局就業規則（平成6年11月1日施行）第21条において「職員の給与については、その採用の都度、会長が決定する。」と規定しているが、具体的な給与基準がない。

那覇市文化協会は、市の財政援助を受けている団体であり、当該補助金は主に人件費に充当されていることから、具体的な給与基準の整備に努められたい。

那覇市文化協会の会員の拡大について(要望事項)

那覇市文化協会は、那覇市民が脈々と育んできた豊かな文化の諸活動を大きく開花させ、那覇市が提唱する「文化都市なは」の建設に寄与するとともに、会員の英知と活力を結集して、市民文化の一層の振興を図ることを目的に設立されたものである。しかし、年々会員数が減少し、平成26年度は2,632人の個人会員が平成30年度は2,093人と減少している。これまで地域と密着した文化活動や文化を通じた交流事業などを積極的に行っているが、会員減少に歯止めはかかっている。

令和3年度には（仮称）那覇市新文化芸術発信拠点施設の開館が予定されていることから、今後の更なる文化振興の発展のため、所管部署とより一層の連携を図り、会員の拡大に努められたい。

